

(受配7-1)

五ヶ庄第1配水池解体工事

現場説明書

宇治市

一般事項

1. 工事概要

工事名称 (受配 7 - 1) 五ヶ庄第1配水池解体工事
工事場所 宇治市五ヶ庄三番地内
工事期間 入札通知書による。
規模構造 鉄筋コンクリート造 平屋建
建築面積 246.05m²
延床面積 246.05m²
工事範囲 第1配水池解体工事 一式
付属設備撤去
第1配水池解体に伴う外構工事 一式
進入路築造 投光器設置
上記に伴う撤去・処分 一式

2. 施工に係る条件

1) 安全・災害防止対策等

工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。

資材の搬入・搬出時には、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。

道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入・退出路に係る維持管理(舗装・構造物等の保護養生及び補修等)は受注者で行うこと。

工事場外においても駐車違反・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期すこと。

協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。

工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、受注者の責任で誠意を持って解決に努めること。

工事用車両(関係車両全て)について、不正改造車の使用を排除すること。

2) 施工計画等

仮設工事

設計図書等をもとに仮設計画を行い、確実な仮設工事を行うこと。特に、工事車両の出入り及び時間等については、当該施設運営管理者等と十分打合せを行い交通安全に配慮する。

工事名称等の表示

工事名称等の表示は関連工事の受注者と協議の上、監督職員の指示する場所に掲示のこと。

3) 工事場内外の管理

工事場内の資材の保管等については受注者において十分な管理を行うこととし、各工種・工程における廃材・ゴミ等についても、行為者を問わず受注者の責任において遅滞なく処理すること。

工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は速やかに清掃を行うこと。

4) 休日及び作業時間

本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休 2 日を確保できるよう工事を実施する、週休 2 日促進対象工事である。

行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日（以下一から三項）に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- 三 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

作業時間 平日一般 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

騒音を伴う場合 : 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

を原則とし、事前に施設管理者・施設入居者・近隣自治会等と調整すること。

5) 建設現場一斉閉所

受注者は、近畿地方整備局管内で実施する、毎月第 2 ・ 第 4 土曜日の建設現場一斉閉所に取り組むものとする。また、毎月第 2 ・ 第 4 土曜日の現場閉所状況について、工事進捗状況報告書により報告すること。

なお、現場閉所の確認ができなかった場合における減点は行わない。

6) 関連工事との協力

別途発注工事 _____ 電気設備工事
_____ 機械設備工事
_____ 昇降機設備工事 が発注される予定。

- ・円滑な工事の進捗と安全管理を図るため、関連工事の受注者と協力して工事安全協力会を組織すること。同協力会で要する経費については各社応分の負担を行うこと。
- ・NTT 関連工事の実施時期については、十分調整を行い、引渡しまでに全ての作業が終わるよう配慮すること。

7) 仮囲い等

工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、受注者で行うこと。

また、仮囲い等については、設計図書等をもとに確実に行うこととするが工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設・一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行うこととし、必要に応じてフェンスバリケード(シート貼り共)等により工事範囲の明示と安全の確保を行うこと。詳細については仮設計画図による。

8) 交通誘導員の配置

- ・常 時（現場施工稼働日）交通誘導警備員 A 名 / 日
交通誘導警備員 B 1名 / 日
 - ・大型車の出入りが多い日 交通誘導警備員 A 名増員 / 日
交通誘導警備員 B 1名増員 / 日

必要に応じ現場周辺要所に配置

- 配置時間は作業開始前後の準備・移動時間を含むものとし、昼の休憩時間も適宜配置のこと。

注) 交通誘導警備員 A は、警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号)に基づき交通誘導警備検定合格者(1 級又は 2 級)とする。

9) 猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

作業不能日数：6 日間

上記 は、環境省が公表する近畿地方京都_京都地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去 5 年分（2020 年～2024 年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3 日）を除く。）において、8 時から 17 時の間に WBGT 値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したもの 5 年分を平均したもの。

気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する近畿地方京都_京都地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))がの日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 積算に係る条件

1) 積算基準の適用について

本工事の積算に当たっては、以下の基準を適用している。

共通費

公共建築工事共通費積算基準（令和7年改定）

本工事の共通仮設費率、現場管理費率は以下の率を採用している。

| | | |
|-----------------|----------|----------|
| 建築工事（とりこわし工事以外） | 新営建築工事 | 改修建築工事 |
| とりこわし工事 | 新営建築工事 | |
| 電気設備工事 | 新営電気設備工事 | 改修電気設備工事 |
| 機械設備工事 | 新営機械設備工事 | 改修機械設備工事 |
| 昇降機設備工事 | 昇降機設備工事 | |

標準単価

公共建築工事標準単価積算基準（令和7年版）

2) 週休2日促進工事における労務費の補正

本工事の積算に当たっては、「宇治市建築工事等における週休2日促進工事試行要領」に基づき、月単位の4週8日休以上を前提とし労務費を補正している。月単位の4週8日休以上に満たない場合はその達成状況に応じて、労務費の補正係数を除し、請負代金のうち労務補正分を減額変更する。

総合評価競争入札の施行工事であって、週休2日促進工事の取組に係る加算点を申請しない上で落札した場合も、同様の取扱いとする。

4. 現場作業条件等について

1) 工事用水・電力について

本工事に必要な仮設配線、用水配管は受注者の負担とする。

工事用電力を既存施設から利用する場合は、電灯・電力とも余裕電力が少ないため、監督職員と十分に協議して仮設電気容量を決める。

なお、電気溶接機等の消費電力が大きい機器類は既存施設から利用しない。

仮設分電盤内に漏電遮断器を取り付けて事故の防止に努める。

既設コンセントより電動工具類を使用する場合は、漏電遮断器付コードリールまたは、漏電遮断器を通じて使用する。

2) 工事着手日について

契約後速やかに施設関係者などや監督職員と工事工程、施工方法について十分協議を行い、承諾を得た上で現場着手とする。

なお施設の運用上、工事着手日は令和一年一月一日以降とする。

3) その他注意事項について

本工事の進め方、作業時間については、既設状況等を把握の上、配水課及び監督職員等と協議を行い、了承を得た上で現場着手とする。

5 . その他一般事項

本工事における提出書類は、「建築工事関係書類(様式)」(宇治市ホームページ提示)によるものとする。なお、水道施設撤去等に係る工事については、『特記仕様書(水道施設撤去工事)』に基づき提出するものとする。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めに従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げ、所定の様式により監督職員に提出する。また、施工体系図においては、すべての下請負人及び警備業者を記載する。なお、施工体制台帳には監督職員が指示する書類を添付して提出する。

受注者は、宇治市が指名停止処置を行っている第三者に対して宇治市の契約についての全て、若しくは一部を下請、受託させてはならない。

建設業退職金共済制度

受注者は建設業退職金共済制度（建退共）に加入の上、掛金収納書を提出する。工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示し、工事完成時には「建退共運営実績報告書」「労働者の就労日報」及び「共済証紙受払簿」を提出する。また、下請負人に対しても同共済制度加入を奨励する。

技能士の適用について

受注者は各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めること。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について

受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

建設工事保険等

受注者は、工事目的物・工事材料等を建設工事保険等（第三者保険を含み、火災による損害が見込まれる場合は火災保険を含む）に付し、その保険証書の写し又はこれに代わるものと提出する。なお、その保険の加入期間は、工事着工の時から、工事完成期日後14日迄とする。

労災補償に必要な法定外の保険契約について

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第35号)に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）に付する。

工事実績情報

受注者は受注時、変更時及び完成時の各時点において、あらかじめ登録内容について監督職員の確認を受けた上で、それぞれ10日以内に(一財)日本建築情報総合センターへ工事実績情報サービス入力システム(CORINS)の登録申請を行う。

また、登録後、直ちに登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する(作成、登録等に伴う費用は受注者の負担とする。)

建設現場における熱中症対策の強化

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応を交通誘導等を行う警備業従事者も含め実施すること。また、実施内容を施工計画書に記載のうえ、事前に監督職員へ提出すること。

「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速にかつ的確な判断が可能となるよう以下の内容の作成及び関係作業者への周知

- (1) 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の連絡体制
- (2) 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順

なお、周知の対象は本工事現場全体とし、実施にあたっては、以下の資料を参考にすることとする。

京都府HPリンク:建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について(要請)

<https://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/documents/nettyuusyoyoboutaisaku.pdf>

軽微な変更については、請負金額の増減は行わない。

騒音・臭気等が発生する工事については、作業時間・日時について当該施設運営管理者と協議し、施設の運営管理等に支障をきたさぬよう配慮する。

使用材料は、設計図書に記載されたもの又は同等品とする。同等品とする場合は、事前に監督職員にカタログ等資料を提出し、承認を受ける。

電動工具類は、整備された工具を使用し、安全性に責任を持ち管理する。

工事完成時には、社内検査を実施する。

本工事は市の行う完成検査に合格し、工事目的物引渡書の提出をもって完了とする。

特記事項

~~1. セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて~~

~~本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。~~

~~なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。~~

~~また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。~~

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

| | | | | |
|-------|---------|---------|----------|----|
| 地盤改良工 | 固結工 | ：配合設計段階 | 検体、施工後段階 | 検体 |
| 同上 | 表層安定処理工 | ：配合設計段階 | 検体、施工後段階 | 検体 |
| 同上 | 路床安定処理工 | ：配合設計段階 | 検体、施工後段階 | 検体 |
| 舗装工 | 各種舗装工 | ：配合設計段階 | 検体、施工後段階 | 検体 |
| 仮設工 | 地中連続壁工 | ：配合設計段階 | 検体、施工後段階 | 検体 |
| | | | | 合計 |

タンクリーチング試験対象工種及び検体数

| | | | | |
|-------|---------|---------|----------|----|
| 地盤改良工 | 固結工 | ：配合設計段階 | 検体、施工後段階 | 検体 |
| 同上 | 表層安定処理工 | ：配合設計段階 | 検体、施工後段階 | 検体 |
| 同上 | 路床安定処理工 | ：配合設計段階 | 検体、施工後段階 | 検体 |
| 舗装工 | 各種舗装工 | ：配合設計段階 | 検体、施工後段階 | 検体 |
| 仮設工 | 地中連続壁工 | ：配合設計段階 | 検体、施工後段階 | 検体 |
| | | | | 合計 |

~~検体数は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領による。~~

~~試験により溶出量が土壤環境基準を超える場合、溶出量の少ない固化材の使用や配合設計の見直し等を行うこと。~~

2. 排出ガス対策型建設機械の使用について

- 1) 施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。
- 2) これにより難い場合（受注者の都合による場合を除く）は、監督職員と協議の上、設計変更等の処理を行うものとする。
- 3) その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」を適用する。

| 機種 | 備考 |
|--|---|
| ・バックホウ | ・トラクタショベル（車輪式） |
| ・ブルドーザ | ・発動発電器（可搬式） |
| ・空気圧縮機（可搬式） | ・ホィールクレーン |
| ・油圧ユニット (基礎工事用機械 の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの) | ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上、260kW 以下）を搭載した建設機械に限る |
| ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ | |

3. 産業廃棄物運搬車両の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車両（自己運搬を含む）には、法令＊に従い車両側面への表示及び書面の備付けを行うこと。

法令＊：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」
施行令第6条第1項第1号

4. 産業廃棄物税について

「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という）は京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においてもリサイクル後の処理残滓（ザンサイ）等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。（産廃税も本工事に含む）

5. 枠組足場の設置工法等について

足場等は、労働安全衛生法・建築基準法・建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令に従い適切な材料および構造のものとし、適切な保守管理を行う。高所作業車使用時含む。

また、仮設計画を作成し監督職員と協議を行う。近接する他の部材や工作物の部分を損傷しないようにメッシュシート又は工事用シート等で養生を行う。外部足場については、手摺先行型枠組本足場（W=900以上）とする。

足場の設置に関しては、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成15年4月制定・平成21年6月1日改正）」に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。

また、外部足場には昇降足場を設置する。

6. 特別管理産業廃棄物管理責任者について

~~アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事において排出事業者（元請負業者）は工事現場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」（以下「特管物管理責任者」という。）を設置すること（廃掃法第12条の2第8項）。特管物管理責任者の資格者を選任できない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習会を受講するか、下請業者等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任すること。~~

~~その際、産業廃棄物の処分責任は排出事業者（元請業者）にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請業者との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出すること。~~

- ~~元請業者と下請業者との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。~~
- ~~元請業者と下請業者との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が元請業者に帰ることが明確にされていること。~~
- ~~また上記業務内容について元請業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できること。~~

~~また、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出すること。~~

~~特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講する場合~~

~~問合せ先：公益社団法人 京都府産業資源循環協会 075-694-3402~~

7. 石綿事前調査結果の報告について

建築物や工作物の解体等の作業を行うときは、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等関係法令に基づき適切に石綿含有の事前調査を実施し、監督職員に報告すること。建築物（及び工作物）の事前調査は必要な知識を有する者に実施させること。

また、一定規模以上の建築物又は工作物の解体工事では、労働基準監督署に事前調査結果の報告を行うこと。

なお、報告は原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行うこと。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

8. フロン排出抑制法の遵守について

建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事において、フロン類の使用的合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）で定める第一種特定製品の設置の有無について確認を行い、発注者へ書面を交付して説明すること。また、交付した書面の写しを交付した日から3年間保存すること。

9. 環境等の保全

- 1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- 3) 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流域の水環境の保全を図ること。
- 4) 地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

10. 再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策

再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議した上で、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）によるものとする。試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行う。

なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、受注者が負担するものとする。

11. 届出等

- 1) 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。
- 2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

12. 不正軽油使用防止の徹底

受注者は建設機械等の燃料としての軽油はJIS規格軽油以外のものを使用してはならない。

また、下請負人等に対しても不正軽油使用防止の指導・監視を徹底する。受注者は、京都府税務調査員による燃料検査に協力しなければならない。

13. 調査・試験等に対する協力

- 1) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 2) 受注者は、工事期間中の埋蔵文化財包蔵地における掘削等の立会い等、関係機関からの依頼に協力しなければならない。
- 3) 受注者は、当該工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次のような協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

調査票を提出した事業所が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- 4) 受注者は当該工事が諸経費動向調査・施行合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 5) ~~受注者は、意図伝達業務受託者及び工事監理業務受託者の求めにより部分払いのための出来高確認が必要な場合には、当該工事における出来高確認に必要な出来高内訳書作成等の協力をすること。~~

14. 過積載による違法運行の防止について

- 1) 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないと。
- 2) 運搬管理表を作成し、報告すること。

15. 建設副産物の取扱い

1) 建設リサイクル法に基づく届出等について

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第の対象となる工事の場合、監督職員の求めに応じ記載に必要となる事項を提示すること。

2) 再生資源利用計画書について

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

3) 受領書の交付について

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

4) 再生資源利用促進計画について

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

5) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等について

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

6) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知について

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記「4) 再生資源利用促進計画について」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）

と上記「5) 再生資源利用促進計画を作成するまでの確認事項等について」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

7) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等について

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

8) 実施書について

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

9) 再生資源利用 [促進] 計画・実施書について

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)に掲載の再生資源利用[促進]計画様式

(建設リサイクル報告様式兼用)(EXCEL形式)を使用し、自社で工事完成後5年間保管すること。

提出は、紙1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データとする。ただし、建設副産物情報交換システムを利用の場合は、紙1部を提出すること。

10) 発生材処分、工事に伴う撤去材

撤去材・発生材は、場外搬出し関係法令を遵守し処理するものとし、「廃棄物処理計画書(報告書)」を適時提出する。同計画書には、当該廃棄物の処分業の許可証の写し、受注者と処分業者の契約書の写しに加えて、処分地の位置図及び経路図を添付する。また廃棄物を委託して運搬する場合は、該当する収集・運搬業の許可証(搬出地と搬入地)の写しと受注者と運搬業者との契約書の写しを添付する。同報告書には処分したことが判明する資料として、運搬管理表(又はマニフェストの写し)及び写真等を添付する。

本工事の施工により発生するアスファルト塊、コンクリート塊及び木材は再資源化施設に搬出する。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書面添え付けを行う。

工事完了時に産業廃棄物の収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出する。

11) 建設発生土の処分

建設発生土を搬出する場合は「残土処理計画書(報告書)」を提出する。同計画書には処理場所の位置図及び経路図、受入承諾書を添付する。同報告書には処分したことが判明する資料(受入証明書)及び写真等を添付する。

運搬管理表を作成し、監督職員に提出すること。

12) 指定副産物の処分地（再生資源化施設等）について

本工事の施工により発生するアスファルト塊、コンクリート塊及び木材は再資源化施設に排出する。

16. 化学物質を発散する建築材料等の使用制限

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。

- 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 5) 上記1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは発散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

17. 化学物質の室内濃度測定に係る特記事項

1) 測定箇所

建物内 () 箇所 屋外 () 箇所

なお、測定する箇所(室)の特定については、監督職員の指示による。

2) 測定物質

| 測定 | 測定物質 | 基準値 |
|----|------------|--|
| — | ホルムアルデヒド | 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下であること |
| — | トルエン | 260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下であること |
| — | キシレン | 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること |
| — | エチルベンゼン | 3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下であること |
| — | スチレン | 220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること |
| — | パラジクロロベンゼン | 240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm) 以下であること |

を測定すること。

3) 採取条件

日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的に高いと見込まれる箇所（室）において、採取を行うこと。

測定は中央付近の床から概ね1.2m～1.5mの高さにおいて採取すること。

測定する箇所の全ての窓及び扉（造付家具、押入等の扉を含む）を30分間開放し、当該箇所の外部に面する窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、採取すること。この間、当該測定箇所への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うこと。なお、連続的な運転が確保できる全般（24時間）換気のための設備を有する箇所にあっては、当該換気設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放すること。

（注）5時間以上閉鎖の間に採取を開始してはならない。

採取を行う時間が24時間未満である場合にあっては、その中央の時刻が午後2時から午後3時までの間となるように採取時間を設定すること。

（採取時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とすること。）

4) 測定方法

パッシブ形採取機器を用いる方法

検知管法 検知紙法 定電位電解法 吸光光度法

測定方法は、平成13年国土交通省告示第1347号に基づく評価方法基準の「第5-6-3(3)口」に定められた方法、機器によること。

5) 厚生労働省が定める指針値を超えた場合の措置

発散源を特定し換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。

6) 報告書の提出

採取に当たっては、採取年月日・採取条件を記録しておき、測定物質及び箇所（室）ごとに「化学物質の室内濃度測定結果等報告書」を作成し、各採取機器分析機関による分析結果にて指針値を下回ることを確認の上、完成検査時に提出すること。

~~測定値が指針値を上回ったときの再測定は本工事において行うこと。~~

~~[報告書作成に当たっての注意事項]~~

- ~~「内装工事完了年月日」欄には、造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む内装工事が完了した年月日を記入すること。~~
- ~~「測定器具の名称」欄には、採取器具の名称を記入すること。~~
- ~~「製造者」欄には、採取器具の製造者の名称を記入すること。~~
- ~~採取が2日以上に渡った場合は、「採取年月日」欄に採取開始日及び採取終了日を並記し、「採取時刻」欄には採取開始日における採取開始時刻と採取終了日ににおける採取終了時間を並記すること。~~
- ~~「室温」及び「相対湿度」欄には、採取開始時刻から採取終了時刻までの間の平均値を記入すること。~~

18. 週休2日促進工事について

【発注者指定方式】

- 1) 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進対象工事（発注者指定方式）である。
- 2) 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。
- 3) 受注者は、工事完成時に、工事打合せ簿に現場閉所（現場休息）日数及び割合等、月単位又は通期の週休2日の達成状況を記載し、監督職員へ報告する。
- 4) 「宇治市建築工事等における週休2日間促進工事試行要領」に従い、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、その達成状況に応じて、労務費の補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 5) 月単位又は通期の週休2日を確保したと認められる場合、工事成績評定において評価する。また、通期の週休2日を確保したと認められない場合、工事成績評定において評価しない。なお、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績評定において点数を減ずる措置を行うことがある。
- 6) 「宇治市建築工事等における週休2日間促進工事試行要領」の詳細は宇治市ホームページで確認すること。

19. 建設発生土の搬出について

【指定地処分】

- 1) 建設発生土については、~~城陽山砂利採取地整備公社へ運搬すること。~~
- 2) 前項に関する受入条件は、以下のとおりとする。
~~これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとする。~~

受入不適なもの

~~工作物の除去等に伴って生じたアスファルト片、コンクリート塊、その他これに類する不要物等の産業廃棄物に類する物。~~

受入期間

- ~~・受入日は、月曜日から金曜日とする。~~
- ~~・土曜日、日曜日、祝日及び公社が受入れできない特別の場合（年末、年始（12/29～1/5）、夏期休日（8/13～8/16）、台風等）は、休業日とする。~~
- ~~・受入時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。~~
- ~~・昼間の時間帯（12時～13時）は、搬入不可とする。~~

土壤分析調査等について

~~事前に公社指定の土壤分析調査に適合する必要がある。~~

~~その費用は、受注者において負担すること。~~

20. その他

1) 官公庁その他への手続き

工事の施工に必要な官公庁その他への手続きは、受注者の責任において速やかに行うものとする。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。この手続には、L型擁壁撤去等に伴う道路法24条申請、道路使用許可申請が含まれるものとする。また、周知の埋蔵文化財包蔵地（萬福寺塔頭跡）内における工事工程表を事前に宇治市文化財担当部局に提出し指示に従うこと。

2) 受注者は工事完了時に、工事敷地内及び車両通行部分は、必要に応じ砂を搬入し、整地を行う。既設コンクリート舗装、アスファルト舗装等の損傷箇所については、原状復旧する。

3) 電気・機械設備工事

工事着工に際し、事前に必要な機器（照明機器・放送設備・空調機器・受信設備等）器具の機能確認を行い、その結果を書面にて監督職員に報告する。
水道施設撤去等に伴う特記仕様は、別途記載する特記仕様書（水道施設撤去工事）によるものとする。既設水道施設撤去工（管口）については、宇治市上下水道部の基準に従い、配水課と協議の上、宇治市指定給水装置工事事業者（専門業者）による施工とすること。

4) 工事着手時期

着手時期は、現在のところ令和8年3月末頃を予定している。ただし、上水運用上、関係部署との配水池機能停止時期の調整が伴うため詳細は別途指示するものとする。

5) 水道施設内の立入り及び施錠について

受注者は、工事場所が重要な水道施設内であることを作業員に周知させ、不要な場所へ立入らぬよう指導すること。場内出入口の門扉は施設のセキュリティー上、施錠を行っているため、受注者は責任をもって施錠を行うものとする。なお、五ヶ庄配水池については、弓道場の利用者等の出入りがあるため、施錠及び利用者の安全対策についても監督職員と協議を行うこと。

6) 黄檗公園および弓道場等の周辺施設との調整について

本工事実施場所隣接の五ヶ庄第3配水池の上部施設については、黄檗公園の管理施設と重複していることから、宇治市公園緑地課及び宇治市公園公社、宇治市弓道協会による活動等が実施される場合は、本工事の休工もしくは作業内容、工程等を検討し、活動等に支障の無いように配慮すること。

7) 上下水道部の緊急対応（緊急出動等）について

一部運用中の施設に緊急異常等の発生が生じた場合には、上下水道部の緊急出動に伴い、緊急対応が優先される為、作業中であっても作業を中断し緊急対応が円滑になるよう協力すること。

8) 他業務との調整について

本工事期間中に、場内にて宇治市上下水道部水管理センター発注の下記業務の履行を予定している。受注者は、工事の施工に際して下記関連業務の相互連絡調整を密にして協力をを行うものとする。なお、詳細な実施時期については別途周知する。

- ・場内点検業務（毎日1回）
- ・計装点検業務（年1回）
- ・草刈り業務（年4回）
- ・その他、維持管理上必要な業務

また、本工事施工中に他工事（公共工事・民間工事）が実施される場合は、関係機関との協議、調整を行うこと。

9) 工事用地等の使用

本工事は、宇治市上下水道部が管理する水道施設内の工事であり、監督職員が指定する用地範囲を工事用地として使用するものとする。

なお、使用にあたっては、「庁舎使用許可申請書」により許可を得ること。

10) 施設内作業時の安全対策

作業中は内部の給気及び換気を充分に行い作業員の安全確保をはかること。

11) 交通規制

本工事は場内工事であるが、五ヶ庄配水池内への施設点検員の定期的な立ち入りがあるため十分な安全対策を講じること。

| 規制区間 | 規制方法及び時間 |
|--------|--|
| 配水池内道路 | 車両通行止め(9:00～17:00) (但し第3配水池内にて歩行者(弓道場利用者等)や配水池の点検車両等は通行可) |

12) 資機材等の搬出入について

資機材等を搬出入する場合は、既設構造物等と接触する可能性のある箇所は損傷を防ぐためにあらかじめ養生すること。なお、損傷させた場合は、速やかに監督員に報告し、受注者の責任において修復すること。

21. 完成図書

完成に際しては以下の図書を提出する。

特記仕様書(水道施設撤去工事)に基づく完成図

特記仕様書（水道施設撤去工事）

（適用範囲）

本特記仕様書は「五ヶ庄第1配水池解体工事（水道施設撤去工事）」（以下「本工事」という。）に適用する。

（総 則）

本工事は本特記仕様書によるほか、

- | | |
|-----------|---|
| <宇治市> | 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「宇治市共通仕様書」という。） 「土木工事施工管理基準」 「水道工事施工管理基準（案）」 「宇治市水道工事標準図集（案）」 「宇治市水道工事（管路）図面作成要領（案）」 「水道工事基準（案）（施工編）」 |
| <近畿地方整備局> | 「土木工事共通仕様書（案）」 「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」 「土木工事請負必携」 |
| <京都府> | 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「京都府共通仕様書」という。） 「土木工事施工管理基準」 「土木工事請負必携」 |
| <日本水道協会> | 「水道工事標準仕様書（土木工事編）」 に基づき施工すること。 また、本工事は工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）によるものとする。 |

（段階確認・立会確認）

受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式17-1）によるものとする。

また、「段階確認書」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

立会確認

| 項目 | 摘要 |
|------------------|------------------------------|
| 残土及び廃棄物の仮置場状況（1） | 使用前・使用中・使用後 |
| 他占用物の保安対策 | 施工時 占用者との協議結果等により監督職員が定める |
| DIP-K 帽・栓・蓋設置状況 | 250、 350、 500、 600 |

- 1 残土及び廃棄物を仮置きしない場合は、立会は不要。
- 2 「他占用物の保安対策」については、試掘工の結果及び埋設物管理者との施工前立会いの結果（保安対策）等を反映した施工方法について確認するものである。立会確認の実施時期及び実施箇所については、占用者との協議結果等により監督職員が定め、工事打合せ簿（様式7-1）にて通知するものとする。また、通知した内容については、施工計画に記載し、監督職員の確認を受けること。

（材料確認）

受注者は、工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。
材料確認は「材料確認書」（様式15-1）によるものとする。
また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真等を添付すること。
ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

（占用物件等）

本工事前に地下埋設物件については、各占用者との現地立会等により当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分協議を行い、その結果を反映した施工方法について、工事打合簿により監督職員と協議すること。
また、施工中、予想外の埋設物が認められ、事前に取り決めた保安対策が実施できない場合は、監督職員に報告し、その指示を受けて施工すること。なお、他地下埋設物に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

（上水道管の布設位置確認）

本工事の上水道管の布設位置等は、設計図書と試験掘り等の結果に基づき監督職員・各占用者と現地立会を行い確認するものとする。

（鋳鉄管の切断作業）

本工事において、現道上で鋳鉄管を切断しようとする場合は、きり粉が飛散しないよう囲いを設ける等の対策を講じること。（道路面にきり粉が付着しないよう必ず耐火性のシートを敷いた上で切断すること）

また、歩行者、車輌等が通行している場合は、切断中に発生するきり粉が高温になり危険なため、切断作業を一時中断すること。

特に乗用車等の塗装面に付着した場合は時間の経過とともに塗装面に沈着する恐れがあるので細心の注意を払うこと。

(既設管の撤去作業及び管理について)

本工事において、撤去した鋳鉄管及び鋼管を直接トラックに積み込まず一旦道路上に置く場合は、道路面に鋳鉄管の錆が付着するのを防止するため、シートを敷く等の対策を講じること。

既設管撤去の完了状況が確認できるように、写真管理を行うこと。

なお、他占用物等の影響により既設管の撤去が困難な場合は、「工事打合簿」(様式7-1)により監督職員と協議を行うこと。

また、「工事打合簿」には、その理由と内容が把握できる写真等を添付すること。

(工事材料の品質)

工事材料の規格についてはM01図のとおりとする。工事材料の品質については、JIS規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するもの、並びに日本水道協会規格に適合したものとする。

また、給水装置の構造及び材質は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に規定する基準に適合したものとし、平成15年4月1日から施行される鉛の新基準(厚生労働省令第139号平成14年10月29日付)に適合した認証品で、かつそれを確認できるものでなければならない。

(ダクタイル鋳鉄管の仕様と注意事項)

本工事の配管に用いるダクタイル鋳鉄管は、すべて内面エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G 112)とすること。また、これに伴い、給水管布設時にエポキシ樹脂粉体塗装管を穿孔する際は、エポキシ樹脂粉体塗装管専用刃を使用すること。

(配管技能者)

本工事は、必ず次のいずれかの講習を修了した配管技能者を配置すること。なお、配管技能者がこれらの講習を受講したことを証する登録証(修了証)や受講証等の写しを提出するものとする。

< 450以下 >

『(社)日本水道協会』の「配水管工技能講習会」を受講し、配水管技能者登録証(耐震継手)又は、(一般・耐震)の平成26年度以降取得者。

『日本ダクタイル鉄管協会』の「JDPA継手接合研修会」を受講し、JDPA継手接合研修会受講証「耐震管(450以下)又はNS形(450以下)の平成24年度以降修了者。

の年度条件に該当しない方、および『鉄管メーカー』のNS形継手配管技能講習の修了者については、GX形の施工経歴書(他市町村の経歴でも可)の提出。

< 500以上 >

『(社)日本水道協会』の「配水管工技能講習会大口径」を受講し、配水管技能者登録証(一般・耐震・大口径)の取得者。

『日本ダクタイル鉄管協会』の「JDPA継手接合研修会(NS 500以上)」の修了者。

『鉄管メーカー』のNS形継手配管技能講習(NS 500以上)の修了者。

(既設管接続工)

既設管との接続において、K形押輪を使用する場合は、3DkNの離脱防止抵抗力を有するものとする。

(本工事で使用する宇治市水道工事標準図集(案))

本工事における本管土工、給水管土工、給水管布設、仕切弁・消火栓ボックス据付等の施工については、標準図を基に施工するものとし、施工計画書に具体的な数値を記載するものとする。標準図により難い場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

なお、仮設標準図については、本工事が任意仮設であるため、標準工法を示した参考図である。

また標準図に記載されている材料等はあくまでも標準を示したものであり別途、設計図書等で規格、寸法等が定められている場合はそれらを優先するものとする。

(出来形図)

出来形測量の結果に関しては、設計図書の寸法に対し、「水道工事施工管理基準及び規格値(案)」を満足させなければならない。

(提出書類)

1 本工事における提出書類は、「土木工事関係書類(様式)」(宇治市ホームページ掲示)によるほか、下記の書類を提出するものとする。

| 提出書類 | 様式No. | 部数 | 提出期限 |
|--------------------------------------|---------------------------|----|-------------------|
| 試験掘結果報告書 ² (埋設状況写真を添付) | 任意様式 (表紙、位置図、平面図、横断図等) | 1 | 速やかに |
| 出来形成果表 | 任意様式 ¹ | 1 | 配水管工事完了後 速やかに |
| 完成図 ³ | | 別表 | 給配水管工事完了後 速やかに |

1 出来形成果表については任意様式であるが、監督職員が指示する項目については全て記載するものとする。

2 試掘実施の際に限る。

3 完成図の作成については、別紙「図面の作成例」に基づき、監督職員の指示により作成するものとする。

工事日報は提出を必要としないが、受注者にて日々の作業を把握し記録するものとする。なお、配管状況等を確認するため監督職員の請求があった場合は速やかに提示するものとする。

請負代金内訳書には仕訳表の添付を必要としないものとする。

2 完成図の製本形式は下表によるものとする。

| 製本方法 | 用紙サイズ | 部数 | 備考 |
|------------------|-------|----|--------|
| 完成図 | A1 | 1 | 折り不要 |
| 完成図(縦25cm×横15cm) | A1 | 2 | 折り要 |
| 完成図(観音製本) | A1 | 1 | |
| 完成図縮小版(観音製本) | A3 | 1 | 縮小率50% |

3 完成図以外の提出書類の製本形式は下記によるものとする。

- (1) 製本の厚さが、10cmを越える場合は分冊とする。
- (2) 左右どちらからでも取外しのできるパイプ式の厚型ファイル(A4版)とする。
- (3) 工事写真集は巻頭に完成図縮小版(A3版)を添付する。
- (4) 試験掘結果報告書についてはそれぞれ単独で分冊(紙ファイルA4版でも可)とする。

宇治市水道工事標準図集（案）

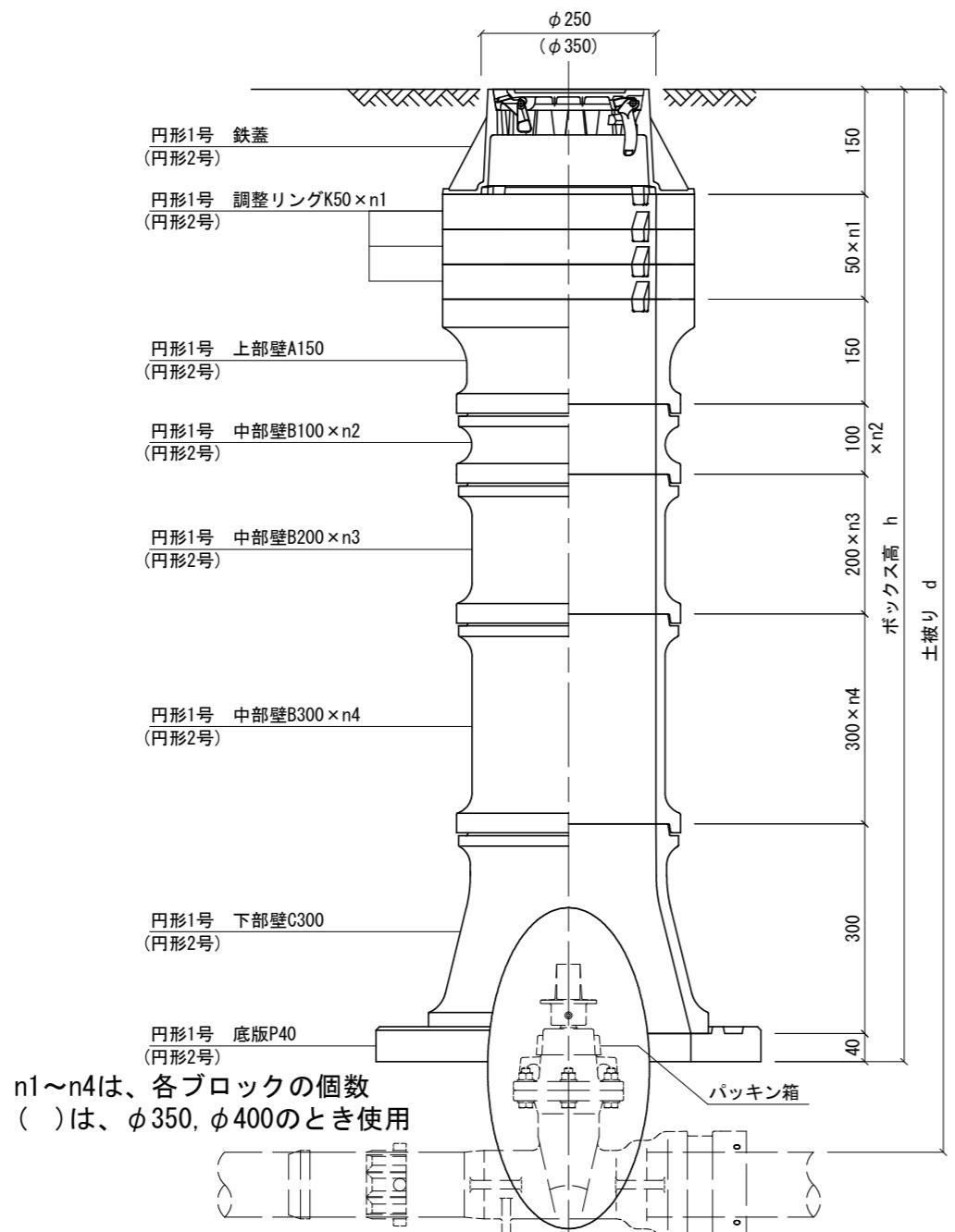
令和 5 年 5 月
宇治市上下水道部

目 次

- 1-1 仕切弁BOX標準図
- 1-2 仕切弁BOX標準図 ブロック数量表
- 1-3 不断水弁BOX標準図
- 1-4 不断水弁BOX標準図 ブロック数量表
- 2-1 消火栓・空気弁BOX標準図
- 3-1 給水管標準図 type1
- 3-2 給水管標準図 type2
- 3-3 給水管標準図 type3
- 3-4 給水管標準図 type4
- 3-5 給水管標準図(Φ40) type1
- 3-6 給水管標準図(Φ40) type2
- 3-7 給水管標準図(Φ40) type3
- 3-8 給水管標準図(Φ40) type4
- 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表
- 4-2 土工標準図 管布設工・試掘工
- 4-3 土工標準図 撤去工
- 4-4 土工標準図 不断水弁工
- 4-5 土工標準図 不断水分岐工
- 4-6 土工標準図 給水管布設工
- 参-1 舗装構成標準図 宇治市道
- 参-2 舗装構成標準図 京都府道
- 参-3 土留工参考図
- 参-4 仮設排泥管 配管参考図

1-1 仕切弁BOX標準図

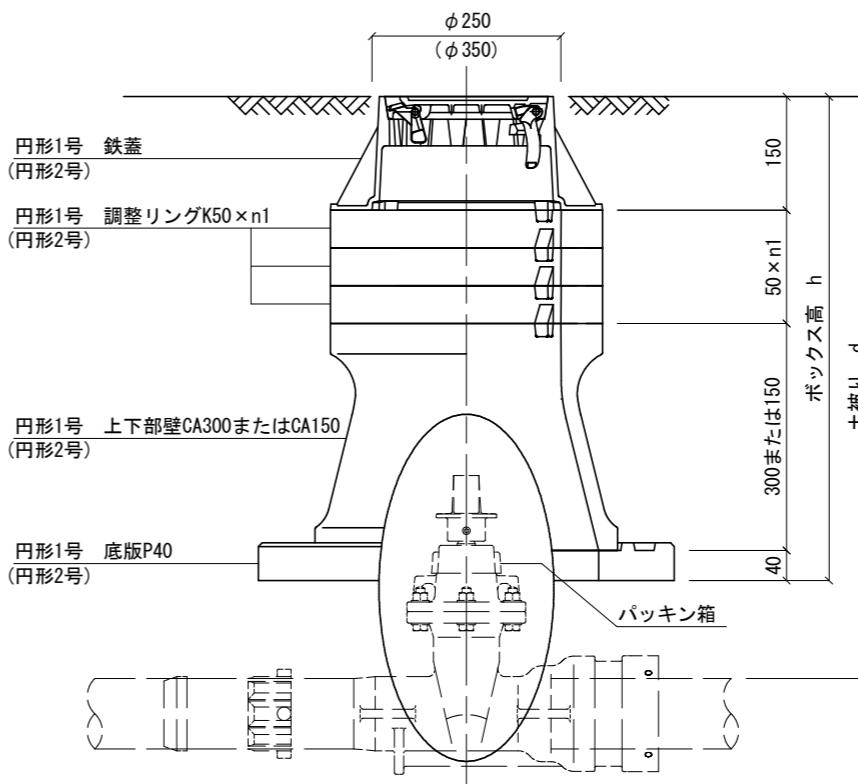
下部壁Cを使用する場合



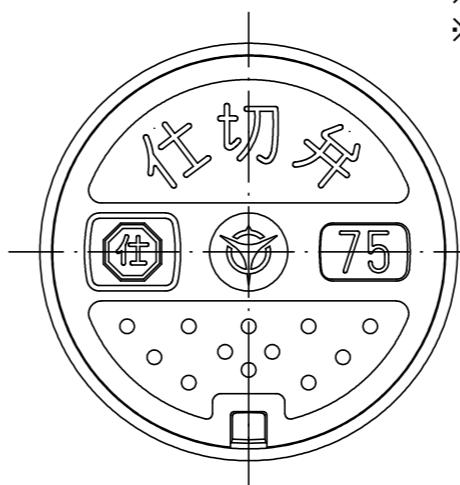
特記事項

※ 設置にあたっては、仕切弁のパッキン箱を露出させること。

上下部壁CAを使用する場合



鉄蓋レイアウト例



鉄蓋のレイアウトに関する特記事項

- ※ 表面の凹部分は、青色を基調とした配色とすること。
- ※ 「宇治市」の文字または宇治市市章を表記すること。
- ※ 仕切弁の種類及び口径により、下記の表示名板を設置すること。
なお、表示名板は、鉄蓋の裏側から取り外し可能な構造とすること。

- | | |
|-----------|----------------------|
| 75 | ……口径 |
| | ……青銅製仕切弁 (スリース弁) |
| | ……ドレン |
| | ……常時閉口 (水系替、管端末等) |
| | ……ソフトシール弁 |
| | ……FCD製仕切弁 |
| | ……バタフライ弁 |

1-2 仕切弁BOX標準図 ブロック数量表

ブロック数量表（本管 $\phi 40 \cdot 50$ ）

| 土被り : d | 650 | 700 | 750 | 800 | 850 | 900 | 950 | 1000 | 1050 | 1100 | 1150 | 1200 | 1250 | 1300 | 1350 | 1400 | 1450 | 1500 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| ボックス高 : h | 590 | 640 | 690 | 740 | 790 | 840 | 890 | 940 | 990 | 1040 | 1090 | 1140 | 1190 | 1240 | 1290 | 1340 | 1390 | 1440 |
| 円形1号鉄蓋 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号K50:n1 | 2 | 3 | 4 | 2 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| 円形1号A150 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号B100:n2 | | | | | | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | | |
| 円形1号B200:n3 | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | |
| 円形1号B300:n4 | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | |
| 円形1号C300 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 円形1号CA150 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 円形1号CA300 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 円形1号底版P | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

ブロック数量表（本管 $\phi 200$ ）

| 土被り : d | 1000 | 1050 | 1100 | 1150 | 1200 | 1250 | 1300 | 1350 | 1400 | 1450 | 1500 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| ボックス高 : h | 740 | 790 | 840 | 890 | 940 | 990 | 1040 | 1090 | 1140 | 1190 | 1240 |
| 円形1号鉄蓋 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号K50:n1 | 2 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| 円形1号A150 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号B100:n2 | | | | | | 1 | 1 | | | | 1 |
| 円形1号B200:n3 | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| 円形1号B300:n4 | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 円形1号C300 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号CA150 | | | | | | | | | | | |
| 円形1号CA300 | | | | | | | | | | | |
| 円形1号底版P | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

ブロック数量表（本管 $\phi 75$ ）

| 土被り : d | 650 | 700 | 750 | 800 | 850 | 900 | 950 | 1000 | 1050 | 1100 | 1150 | 1200 | 1250 | 1300 | 1350 | 1400 | 1450 | 1500 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| ボックス高 : h | 540 | 590 | 640 | 690 | 740 | 790 | 840 | 890 | 940 | 990 | 1040 | 1090 | 1140 | 1190 | 1240 | 1290 | 1340 | 1390 |
| 円形1号鉄蓋 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号K50:n1 | 4 | 2 | 3 | 4 | 2 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 |
| 円形1号A150 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号B100:n2 | | | | | | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | | |
| 円形1号B200:n3 | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | |
| 円形1号B300:n4 | | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| 円形1号C300 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号CA150 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 円形1号CA300 | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| 円形1号底版P | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

ブロック数量表（本管 $\phi 250$ ）

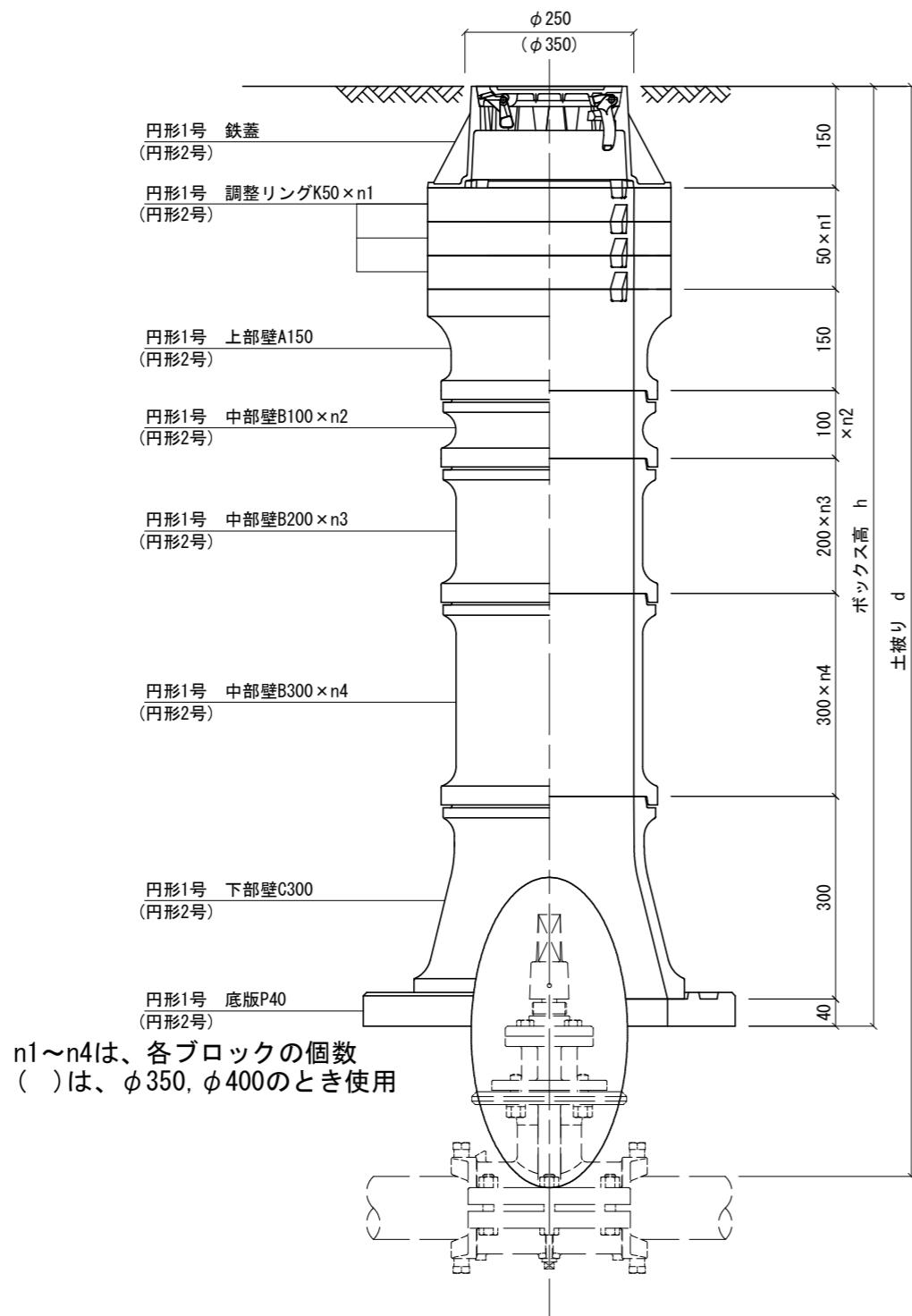
| 土被り : d | 1000 | 1050 | 1100 | 1150 | 1200 | 1250 | 1300 | 1350 | 1400 | 1450 | 1500 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| ボックス高 : h | 640 | 690 | 740 | 790 | 840 | 890 | 940 | 990 | 1040 | 1090 | 1140 |
| 円形1号鉄蓋 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号K50:n1 | 3 | 4 | 2 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| 円形1号A150 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号B100:n2 | | | | | 1 | 1 | | | | 1 | 1 |
| 円形1号B200:n3 | | | | | | 1 | 1 | | | | 1 |
| 円形1号B300:n4 | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号C300 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号CA150 | 1 | 1 | | | | | | | | | |
| 円形1号CA300 | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | |
| 円形1号底版P | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

ブロック数量表（本管 $\phi 100$ ）

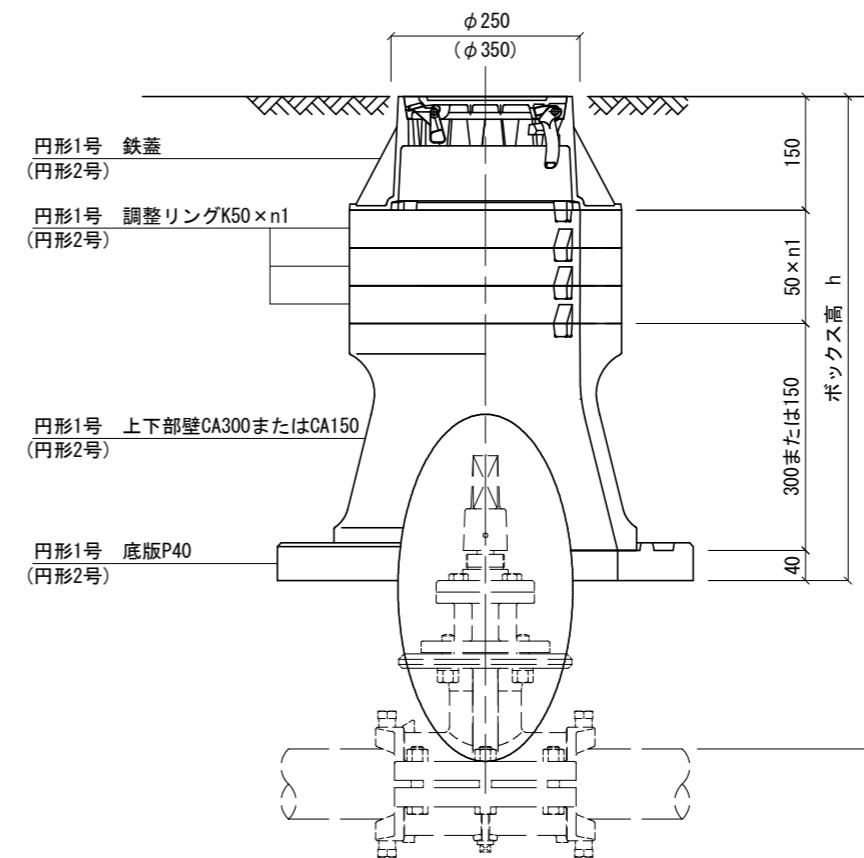
| 土被り : d | 650 | 700 | 750 | 800 | 850 | 900 | 950 | 1000 | 1050 | 1100 | 1150 | 1200 | 1250 | 1300 | 1350 | 1400 | 1450 | 1500 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| ボックス高 : h | 490 | 540 | 590 | 640 | 690 | 740 | 790 | 840 | 890 | 940 | 990 | 1040 | 1090 | 1140 | 1190 | 1240 | 1290 | 1340 |
| 円形1号鉄蓋 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号K50:n1 | 3 | 4 | 2 | 3 | 4 | 2 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| 円形1号A150 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形1号B100:n2 | | | | | | 1 | 1 | | | </ | | | | | | | | |

1-3 不断水弁BOX標準図

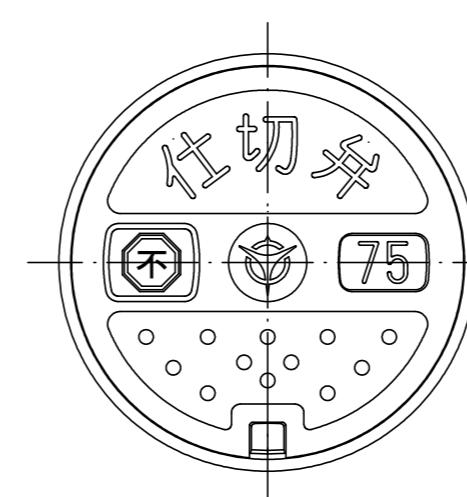
下部壁Cを使用する場合



上下部壁CAを使用する場合



鉄蓋レイアウト例



鉄蓋のレイアウトに関する特記事項

- ※ 表面の凹部分は、青色を基調とした配色とすること。
- ※ 「宇治市」の文字または宇治市市章を表記すること。
- ※ 仕切弁の種類及び口径により、下記の表示名板を設置すること。
なお、表示名板は、鉄蓋の裏側から取り外し可能な構造とすること。

75 口径

不 X 不断水弁

1-4 不断水弁BOX標準図 ブロック数量表

ブロック数量表（本管φ75）

ブロック数量表（本管φ100）

ブロック数量表（本管φ150）

ブロック数量表（本管φ200）

ブロック数量表 (本管 ϕ 250)

ブロック数量表（本管 $\phi 300$ ）

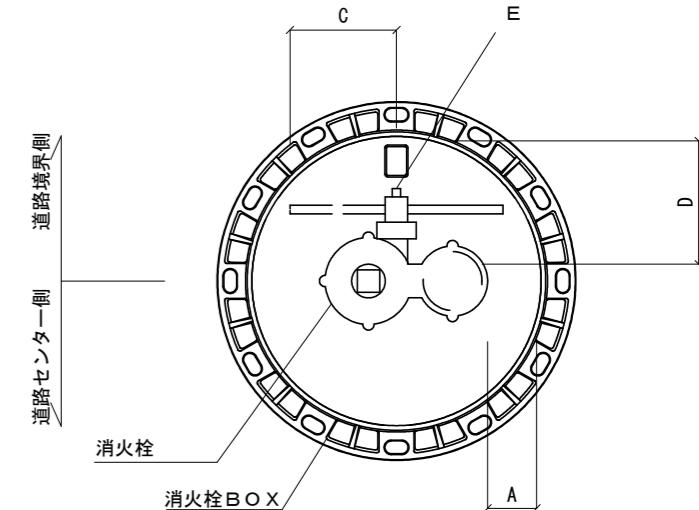
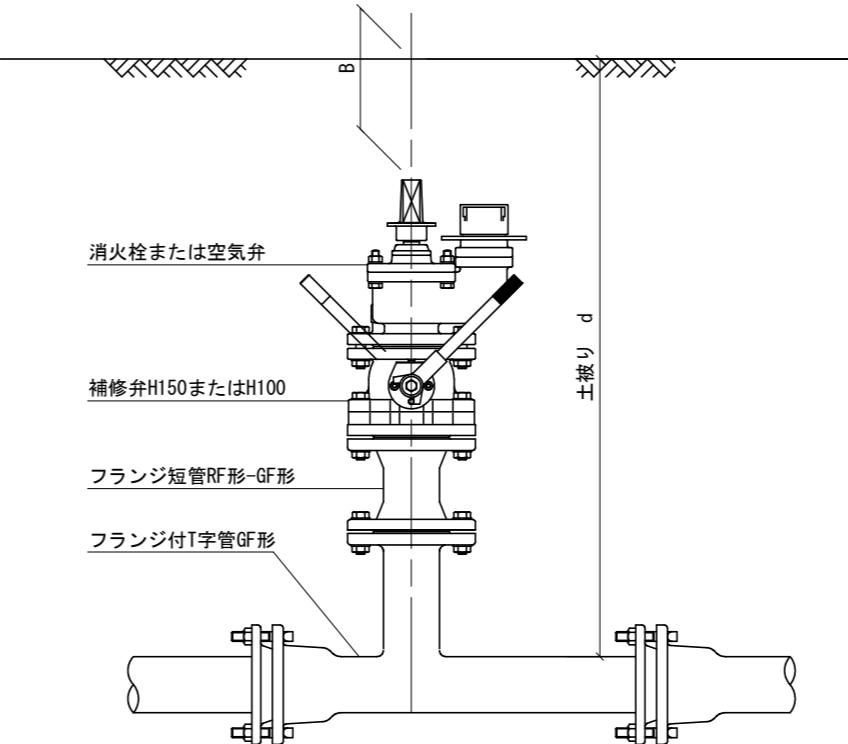
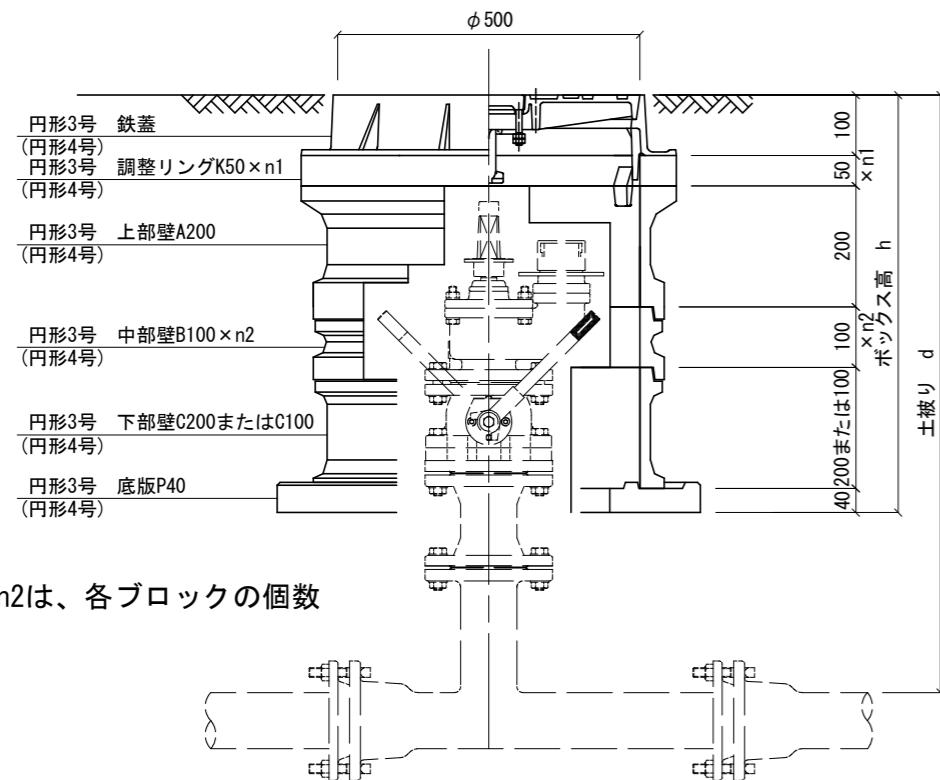
ブロック数量表（本管φ350）

ブロック数量表 (本管φ400)

| | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 土被り : d | 1250 | 1300 | 1350 | 1400 | 1450 | 1500 |
| ボックス高 : h | 340 | 390 | 440 | 490 | 540 | 590 |
| 円形2号鉄蓋 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 円形2号K50:n1 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 2 |
| 円形2号A150 | | | | | | |
| 円形2号B100:n2 | | | | | | |
| 円形2号B200:n3 | | | | | | |
| 円形2号B300:n4 | | | | | | |
| 円形2号C300 | | | | | | |
| 円形2号CA150 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 円形2号CA300 | | | | | | 1 |
| 円形2号底版P | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

注) 道路形状等により上記数量表によりがたい場合は、調整リング1cm~5cm(テープー含む)にて調整可

2-1 消火栓・空気弁BOX標準図



特記事項

※ 設置にあたっては、補修弁全体を露出させること。

ブロック数量表（消火栓・空気弁）

| | | | |
|---------------|-----|---------|-------|
| 土被り : d | 650 | 700~750 | 800以上 |
| ボックス高 : h | 540 | 590 | 690 |
| 円形3号鉄蓋 | 1 | 1 | 1 |
| 円形3号K50 : n1 | 2 | 3 | 3 |
| 円形3号A200 | 1 | 1 | 1 |
| 円形3号B100 : n2 | | | |
| 円形3号C100 | 1 | 1 | |
| 円形3号C200 | | | 1 |
| 円形3号底版 | 1 | 1 | 1 |

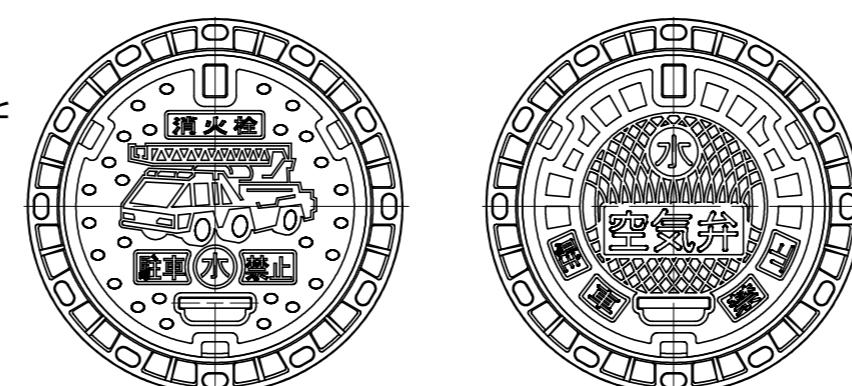
- 注) 道路形状等により上記数量表によりがたい場合は、調整リング1cm~5cm（テーパー含む）にて調整可
- 注) 双口式の消火栓及び空気弁の場合は、円形4号とすること

フランジT字管～補修弁数量表（消火栓・空気弁）

| 土被り : d | 650~700 | 750 | 800~850 | 900~950 | 1000 | 1050~1100 | 1150 | 1200~1250 | 1300 |
|---------------------|---------|-----|---------|---------|------|-----------|------|-----------|------|
| フランジT字管 GF形（従来型） | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| フランジT字管 GF形（浅埋型） | 1 | | | | | | | | |
| フランジ短管 RF形-GF形 H100 | | | | 1 | | | | | |
| フランジ短管 RF形-GF形 H150 | | | | | 1 | | | | |
| フランジ短管 RF形-GF形 H250 | | | | | | 1 | | | |
| フランジ短管 RF形-GF形 H300 | | | | | | | 1 | | |
| フランジ短管 RF形-GF形 H400 | | | | | | | | 1 | |
| フランジ短管 RF形-GF形 H500 | | | | | | | | | 1 |
| 補修弁H100 | 1 | 1 | | | | | | | |
| 補修弁H150 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

※本図面はJWWA寸法に基づき作図したものであり、メーカーごとに寸法が異なることから、施工に当たっては消火栓位置図などの規格を満たすこと。

鉄蓋レイアウト例



鉄蓋のレイアウトに関する特記事項

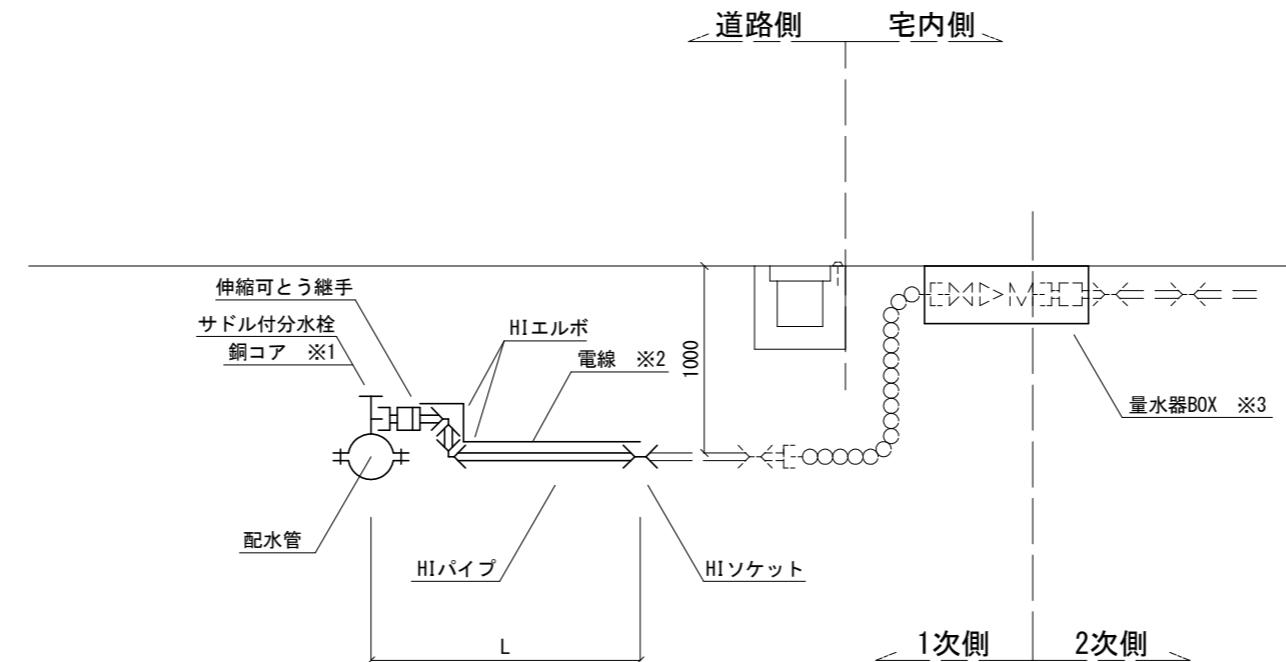
- ※ 消火栓には「消火栓」、空気弁には「空気弁」と表記する。
- ※ 開閉用の取手付とする。

消火栓設置位置

| | |
|---|-------------------------|
| A | 10cm以上 |
| B | 20cm±10cm |
| C | 補修弁の開閉の支障とならないこと |
| D | 10cm以上 |
| E | ボルトが消火栓BOXにあたらないようにすること |

3-1 給水管標準図 type1

外つなぎ



特記事項

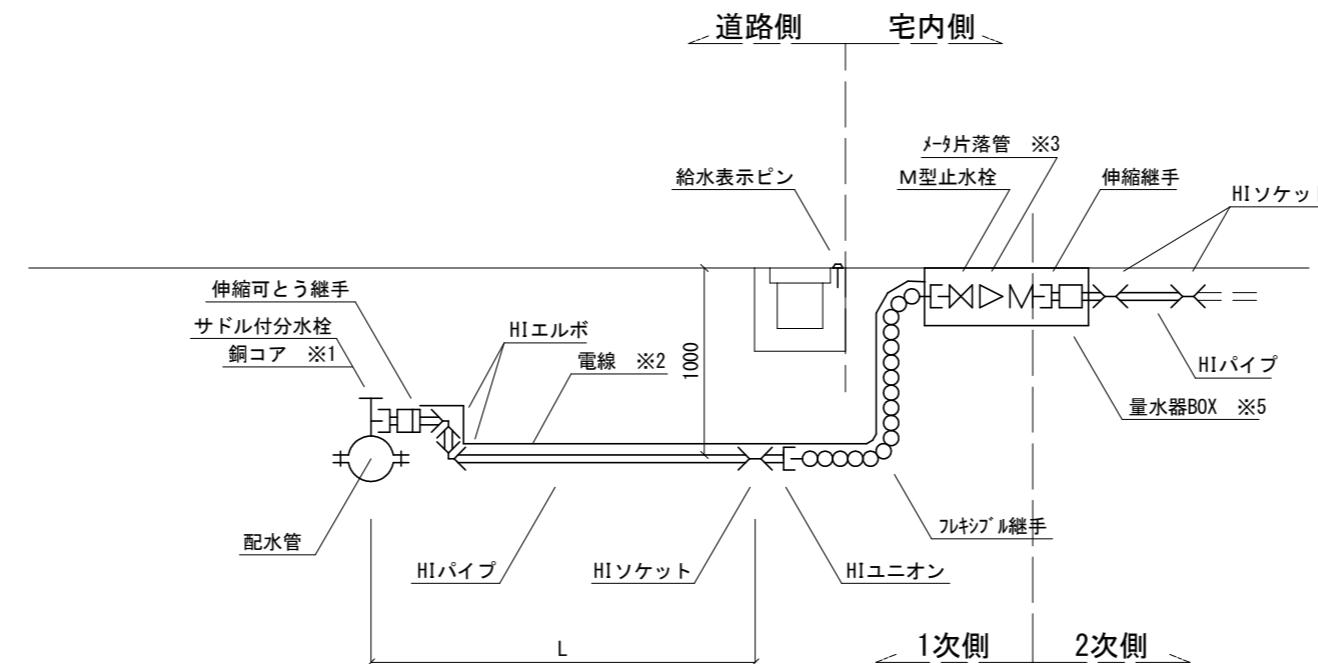
- ※1 銅コアは密着型を使用すること（鋳鉄管の場合のみ）。
- ※2 電線は分水栓から10cm離した位置から既設部分まで布設する。
- ※3 量水器BOXは必要に応じ、設置又は取替えること。

材料表（1箇所当たり）

| タイプ | 1 次 側 | | | | | | | | | | | | | | | 2 次 側 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------|-----|--------|-----|-----------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|-----------|-----|---------------|-------|----------|-----|----------|-----|-------|---------|-----------|---------|-----|-----|--------|--|--|--------|--|--|
| | サドル付分水栓（個） | | 銅コア（個） | | 伸縮可撓継手（個） | | HIP（m） | | HIL（個） | | HIS（個） | | HIユニオン（個） | | フレキシブル継手2m（個） | | M型止水栓（個） | | メタ片落管（個） | | 電線（m） | 表示ビン（個） | 量水器BOX（個） | 伸縮継手（個） | | | HIP（m） | | | HIS（個） | | |
| | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ13 | φ20 | φ25 | φ13 | φ20 | φ25 | φ13 | φ20 | φ25 | | | | | | |
| type1-13 | 1 | | 1 | | 1 | | L | | 2 | | 1 | | | | | | | | L | | (1) | | | | | | | | | | | |
| type1-20 | 1 | | 1 | | 1 | | L | | 2 | | 1 | | | | | | | | L | | (1) | | | | | | | | | | | |
| type1-25 | | 1 | | 1 | | 1 | | L | | 2 | | 1 | | | | | | | L | | (1) | | | | | | | | | | | |

3-3 給水管標準図 type3

全改修



特記事項

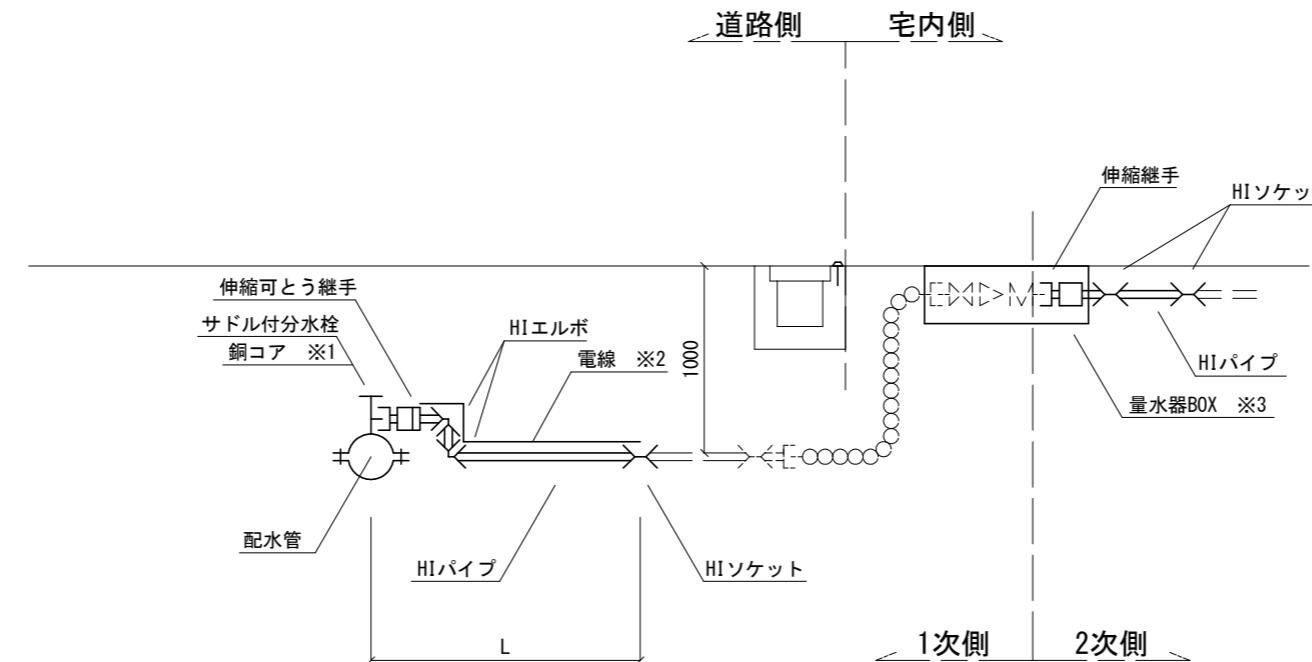
- ※1 銅コアは密着型を使用すること（鋳鉄管の場合のみ）。
 - ※2 電線は分水栓から10cm離した位置からM型止水栓まで布設する。
 - ※3 メータ片落管はメータ口径φ13の場合のみ使用する。
 - ※4 メータの取り付け位置は道路境界より宅内側1.0m以内とする。
 - ※5 量水器BOXは必要に応じて、設置又は取替えること。

材料表（1箇所当たり）

| タイプ | 1 次 側 | | | | | | | | | | | | | | 2 次 側 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------|-----|--------|-----|-----------|-----|--------|-----|--------|-----|-----------|-----|---------------|-----|----------|-----|----------|-------|-------|----------|-----------|---------|-----|-----|--------|-----|---|--------|--|--|
| | サドル付分水栓(個) | | 銅コア(個) | | 伸縮可撓継手(個) | | HIP(m) | | HIS(個) | | HIユニオン(個) | | フレキシブル継手2m(個) | | M型止水栓(個) | | メタ片落管(個) | | 電線(m) | 表示ピッソ(個) | 量水器BOX(個) | 伸縮継手(個) | | | HIP(m) | | | HIS(個) | | |
| | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20×φ13 | φ13 | φ20 | φ25 | φ13 | φ20 | φ25 | φ13 | φ20 | φ25 | | | | |
| type3-13 | 1 | | 1 | | 1 | | L | | 2 | | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | L+2.0 | 1 | (1) | 1 | | | 0.3 | | 2 | | | | |
| type3-20 | 1 | | 1 | | 1 | | L | | 2 | | 1 | | 1 | | 1 | | | L+2.0 | 1 | (1) | | 1 | | | 0.3 | | 2 | | | |
| type3-25 | | 1 | | 1 | | 1 | | L | | 2 | | 1 | | 1 | | 1 | | L+2.0 | 1 | (1) | | | 1 | | | 0.3 | | 2 | | |

3-4 給水管標準図 type4

外つなぎ+2次側改修



特記事項

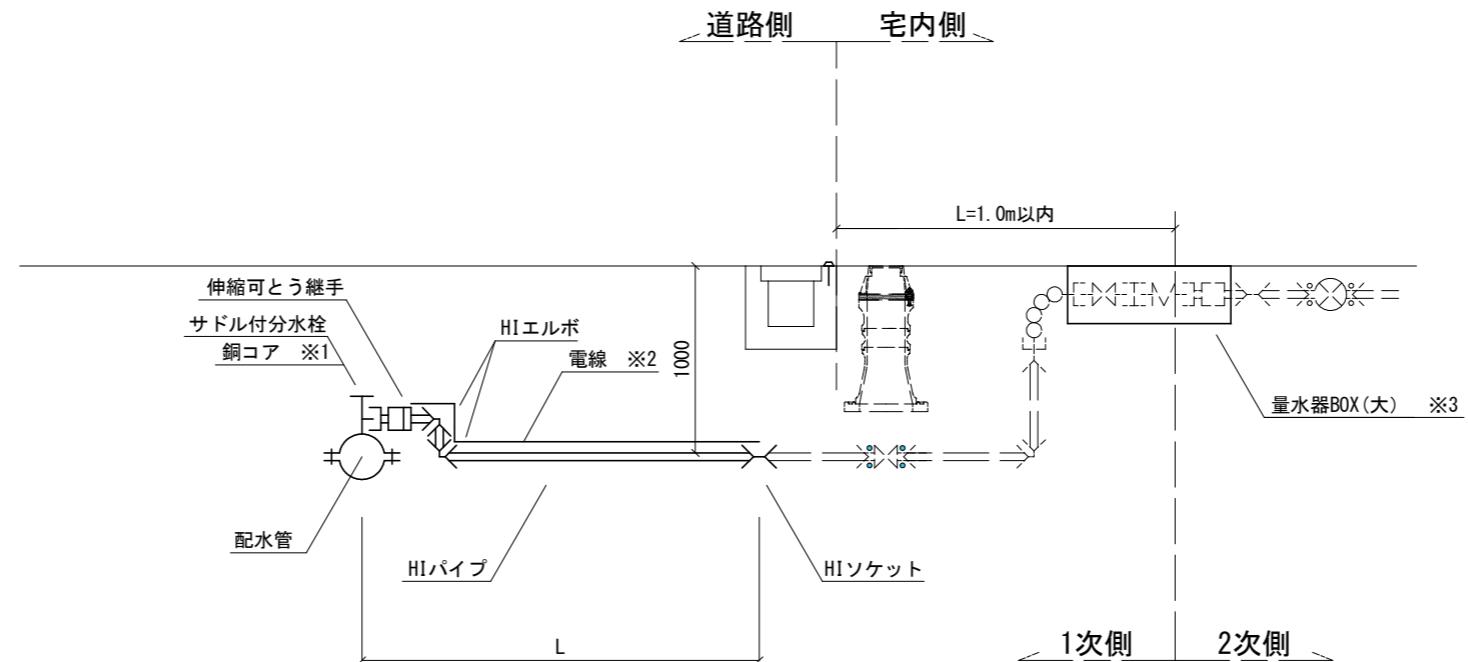
- ※1 銅コアは密着型を使用すること（鋳鉄管の場合のみ）。
- ※2 電線は分水栓から10cm離した位置から既設部分まで布設する。
- ※3 量水器BOXは必要に応じ、設置又は取替えること。

材料表（1箇所当たり）

| タイプ | 1 次 側 | | | | | | | | | | | | | | | 2 次 側 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|------------|-----|--------|-----|-----------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|-----------|-----|---------------|-------|----------|-----|-----------|-----|-------|---------|-----------|---------|-----|-----|--------|---|---|--------|--|--|
| | サドル付分水栓（個） | | 銅コア（個） | | 伸縮可撓継手（個） | | HIP（m） | | HIL（個） | | HIS（個） | | HIユニオン（個） | | フレキシブル継手2m（個） | | M型止水栓（個） | | メータ片落管（個） | | 電線（m） | 表示ビン（個） | 量水器BOX（個） | 伸縮継手（個） | | | HIP（m） | | | HIS（個） | | |
| | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20 | φ25 | φ20×φ13 | φ13 | φ20 | φ25 | φ13 | φ20 | φ25 | φ13 | φ20 | φ25 | | | | | | |
| type4-13 | 1 | | 1 | | 1 | | L | | 2 | | 1 | | | | | | | L | | (1) | 1 | | | 0.3 | | | 2 | | | | | |
| type4-20 | 1 | | 1 | | 1 | | L | | 2 | | 1 | | | | | | | L | | (1) | | 1 | | | 0.3 | | | 2 | | | | |
| type4-25 | | 1 | | 1 | | 1 | | L | | 2 | | 1 | | | | | | L | | (1) | | | 1 | | | 0.3 | | | 2 | | | |

3-5 給水管標準図 ($\phi 40$) type1

外つなぎ



特記事項

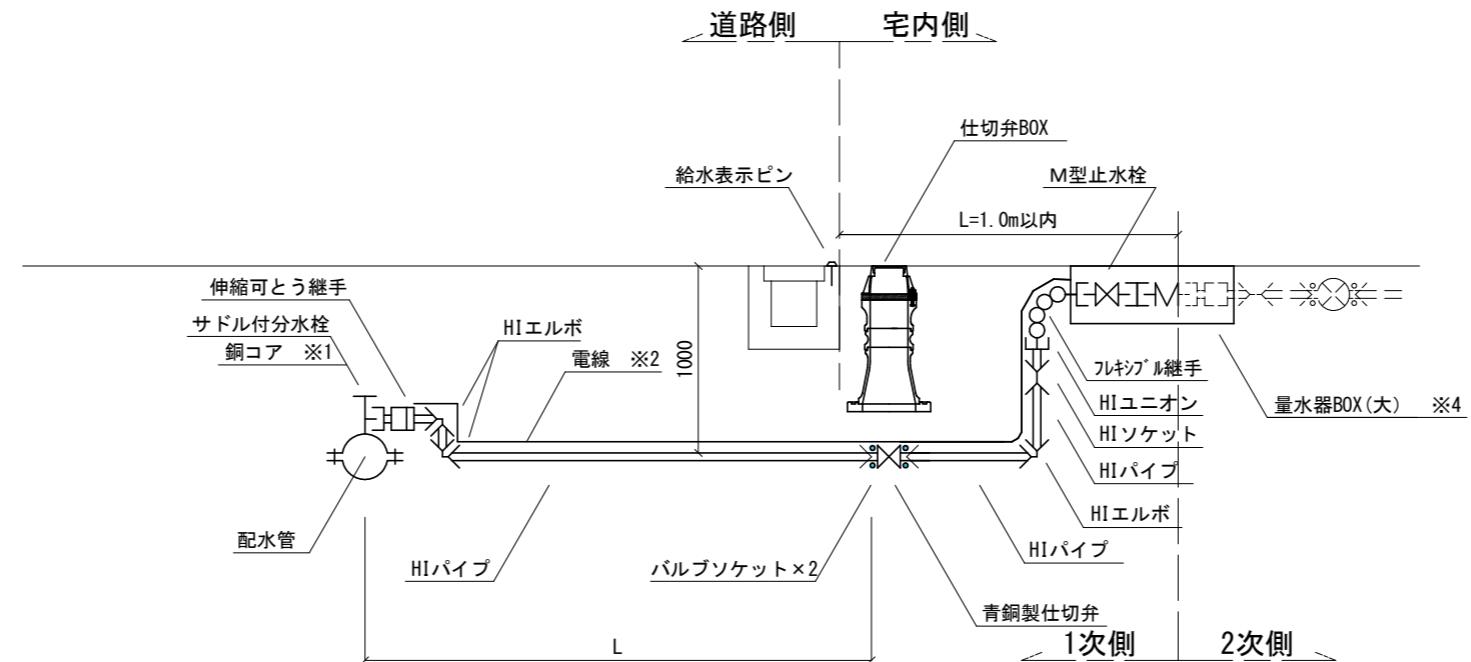
- ※1 銅コアは密着型を使用すること（鋳鉄管の場合のみ）。
- ※2 電線は分水栓から10cm離した位置から既設部分まで布設する。
- ※3 量水器BOXは必要に応じ、設置又は取替えること。

材料表 (1箇所当たり)

| タイプ | 1 次 側 | | | | | | | | | | | | 2 次 側 | | | | |
|----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------------------|-----------|---------------------|----------|-------|-----------|-------------------|-----------|--------|--------|
| | サドル付分水栓(個) | 銅コア(個) | 伸縮可撓継手(個) | HIP(m) | HIL(個) | HIS(個) | バルブソケット(個) | 青銅製仕切弁(個) 及び仕切弁BOX | Hユニオン(個) | フレキシブル継手 0.6m(個) | M型止水栓(個) | 電線(m) | 表示ビン(個) | 量水器BOX (※大)(個) | 伸縮継手(個) | HIP(m) | HIS(個) |
| | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | L | (1) | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | | |
| type1-40 | 1 | 1 | 1 | L | 2 | 1 | | | | | | L | | (1) | | | |

3-6 給水管標準図 ($\phi 40$) type2

1次側改修



特記事項

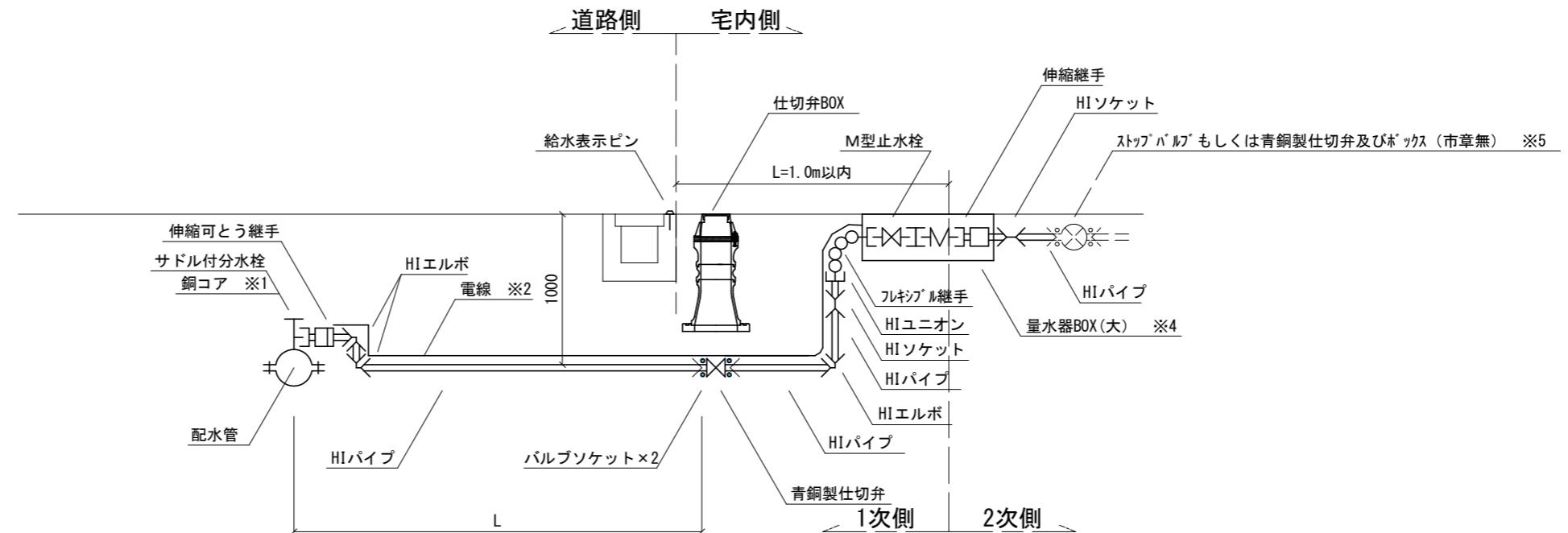
- ※1 銅コアは密着型を使用すること（鋳鉄管の場合のみ）。
- ※2 電線は分水栓から10cm離した位置からM型止水栓まで布設する。
- ※3 メータの取り付け位置は道路境界より室内側1.0m以内とする。
- ※4 量水器BOXは必要に応じ、設置又は取替えること。

材料表 (1箇所当たり)

| タイプ | 1 次 側 | | | | | | | | | | | 2 次 側 | | | | | | |
|----------|------------|--------|-----------|--------|--------|--------|------------|-------------------|-----------|-----------------|----------|-------|---------|---------------|---------|--------|--------|-----|
| | サドル付分水栓(個) | 銅コア(個) | 伸縮可撓継手(個) | HIP(m) | HIL(個) | HIS(個) | バルブソケット(個) | 青銅製仕切弁(個)及び仕切弁BOX | HIユニオン(個) | フレキシブル継手0.6m(個) | M型止水栓(個) | 電線(m) | 表示ピン(個) | 量水器BOX(※大)(個) | 伸縮継手(個) | HIP(m) | HIS(個) | |
| type2-40 | 1 | 1 | 1 | L+1.2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | L+2.0 | 1 | (1) | | φ40 | φ40 | φ40 |

3-7 給水管標準図 ($\phi 40$) type3

全改修



特記事項

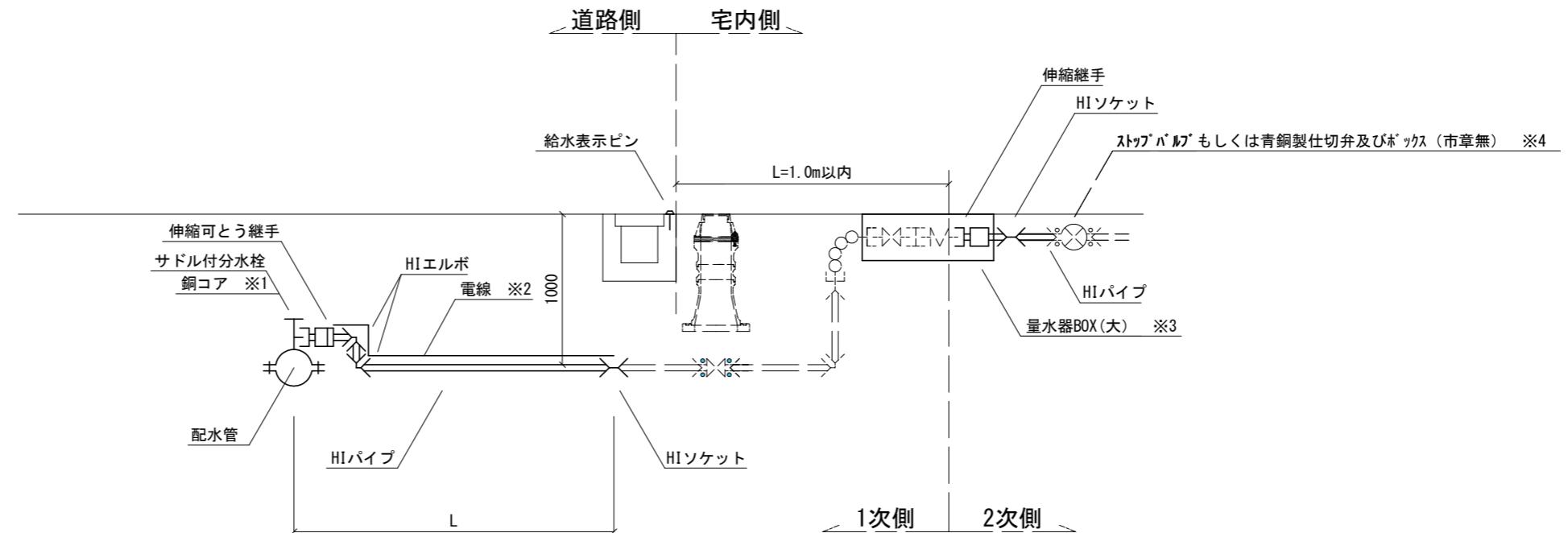
- ※1 銅コアは密着型を使用すること（鋳鉄管の場合のみ）。
- ※2 電線は分水栓から10cm離した位置からM型止水栓まで布設する。
- ※3 メータの取り付け位置は道路境界より室内側1.0m以内とする。
- ※4 量水器BOXは必要に応じ、設置又は取替えること。
- ※5 必要に応じ設置又は取替え、計上すること。

材料表 (1箇所当たり)

| タイプ | 1 次 側 | | | | | | | | | | | 2 次 側 | | | | | |
|----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------------------|-----------|---------------------|-----------|---------|---------|-------------------|-----------|-----------|--------|
| | サドル付分水栓(個) | 銅コア(個) | 伸縮可撓継手(個) | HIP(m) | HIL(個) | HIS(個) | バルブソケット(個) | 青銅製仕切弁(個) 及び仕切弁BOX | HIユニオン(個) | フレキシブル継手 0.6m(個) | M型止水栓(個) | 電線(m) | 表示ピン(個) | 量水器BOX (※大)(個) | 伸縮継手(個) | HIP(m) | HIS(個) |
| | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | | | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | |
| type3-40 | 1 | 1 | 1 | $L+1.2$ | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | $L+2.0$ | 1 | (1) | 1 | 0.3 | 1 |

3-8 給水管標準図 ($\phi 40$) type4

外つなぎ+2次側改修



特記事項

- ※1 銅コアは密着型を使用すること（鋳鉄管の場合のみ）。
- ※2 電線は分水栓から10cm離した位置から既設部分まで布設する。
- ※3 量水器BOXは必要に応じ、設置又は取替えること。
- ※4 必要に応じ設置又は取替え、計上すること。

材料表 (1箇所当たり)

| タイプ | 1 次 側 | | | | | | | | | | | | 2 次 側 | | | | |
|----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------------------|-----------|---------------------|-----------|-------|---------|-------------------|-----------|-----------|-----------|---|
| | サドル付分水栓(個) | 銅コア(個) | 伸縮可撓継手(個) | HIP(m) | HIS(個) | バルブソケット(個) | 青銅製仕切弁(個) 及び仕切弁BOX | HUニオン(個) | フレキシブル継手 0.6m(個) | M型止水栓(個) | 電線(m) | 表示ピン(個) | 量水器BOX (※大)(個) | 伸縮継手(個) | HIP(m) | HIS(個) | |
| | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | L | 1 | (1) | $\phi 40$ | $\phi 40$ | $\phi 40$ | |
| type4-40 | 1 | 1 | 1 | L | 2 | 1 | | | | | | L | 1 | (1) | 1 | 0.3 | 1 |

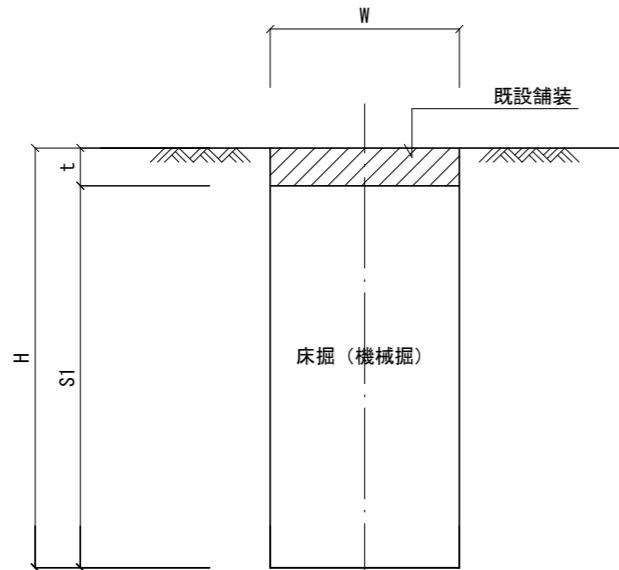
4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表

管外径D、掘削幅W寸法表

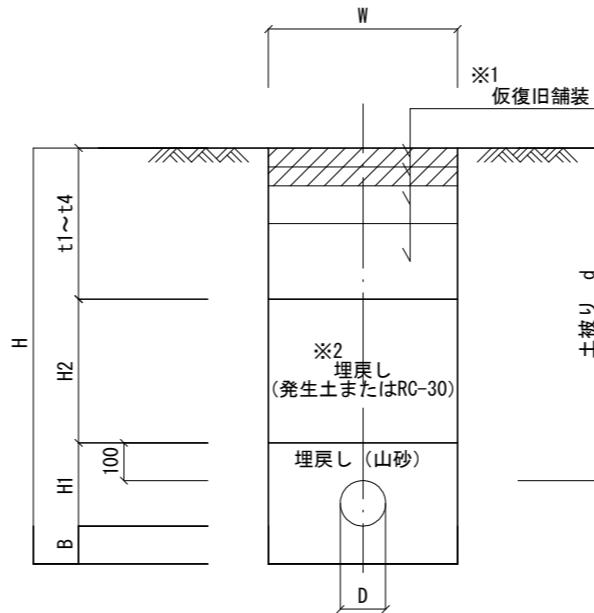
4-2 土工標準図 管布設工・試掘工

管布設工

掘削標準図



埋戻標準図

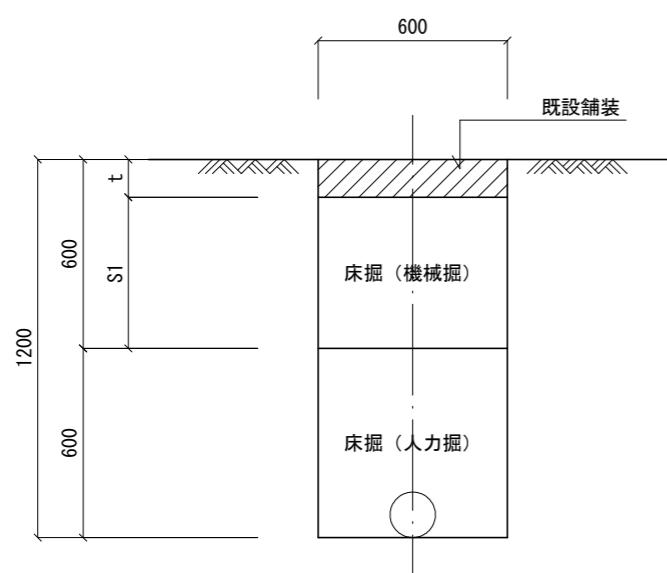


管布設工土工断面寸法表

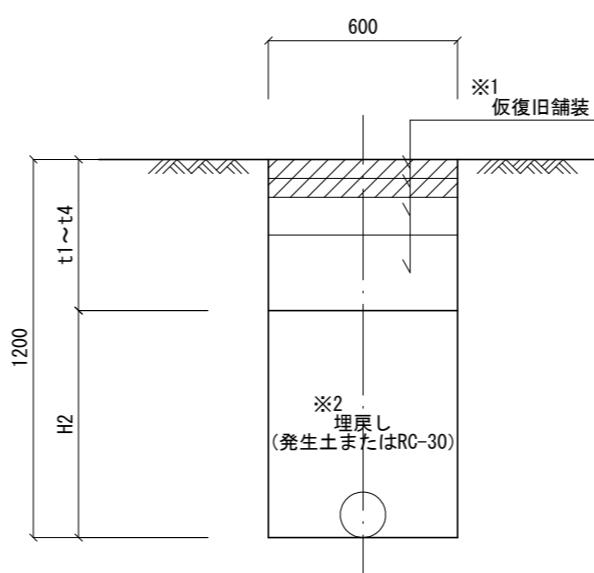
| | |
|-------------------|----------------------------|
| 掘削深 : H | $d+D+B$ |
| 床掘深 : S1 | $H-t$ |
| 埋戻深 : H2 | $H-H1-B-(t_1+t_2+t_3+t_4)$ |
| 埋戻深 : H1 | 100+D |
| 掘削幅 : W | 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表による |
| 管外径 : D | 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表による |
| 余掘深 : B | 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表による |
| 仮復旧舗装, 路盤 : t1~t4 | 5 舗装構成標準図 による |

試掘工

掘削標準図



埋戻標準図



試掘工土工断面寸法表

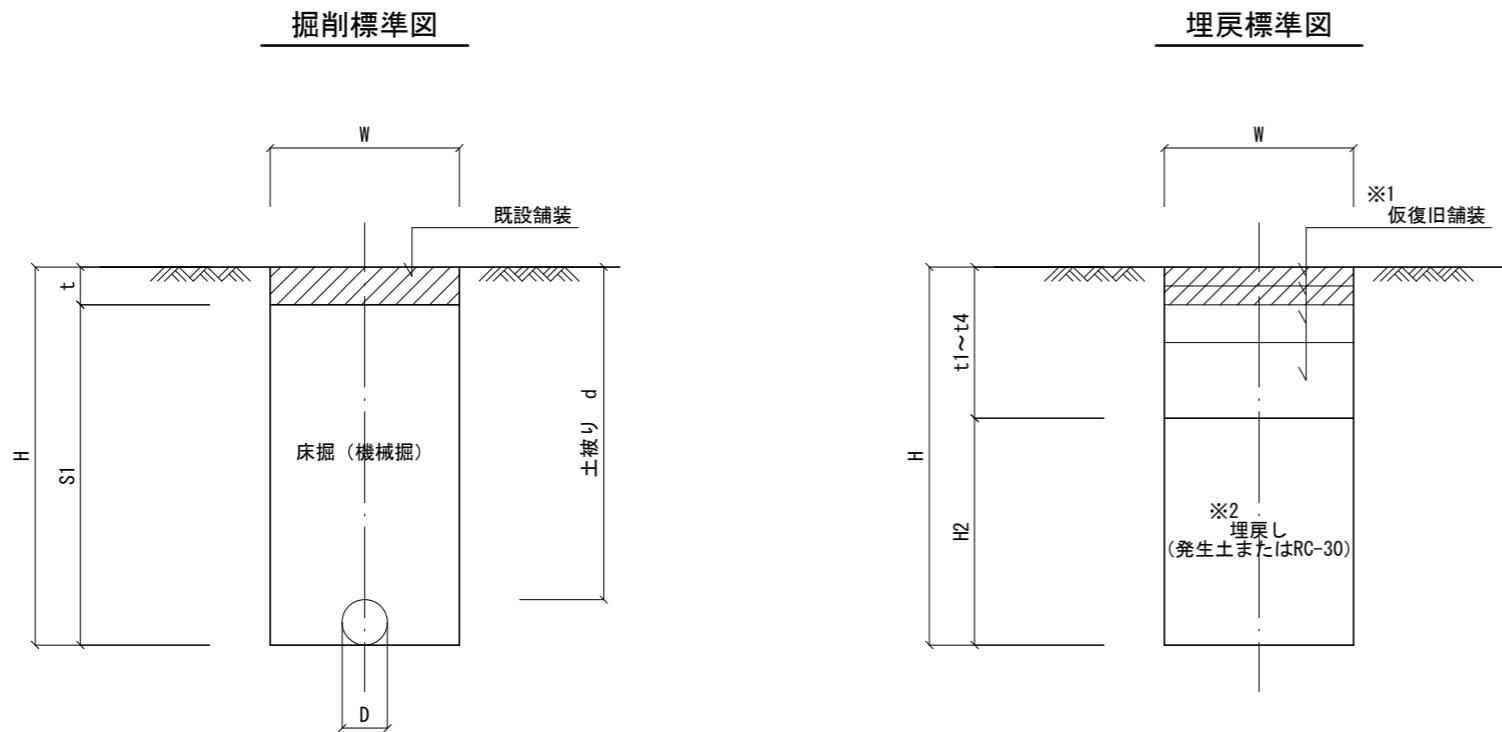
| | |
|-------------------|--------------------------|
| 床掘深 : S1 | $600-t$ |
| 埋戻深 : H2 | $1200-(t_1+t_2+t_3+t_4)$ |
| 仮復旧舗装, 路盤 : t1~t4 | 5 舗装構成標準図 による |

特記事項

- ※1 仮復旧舗装の構成については舗装構成標準図による。
- ※2 埋戻し材料（発生土及びRC-30）は地山状態により決定する。
- ※3 余掘深（B）についてはPE管及びHIVP管の施工時のみ考慮。

4-3 土工標準図 撤去工

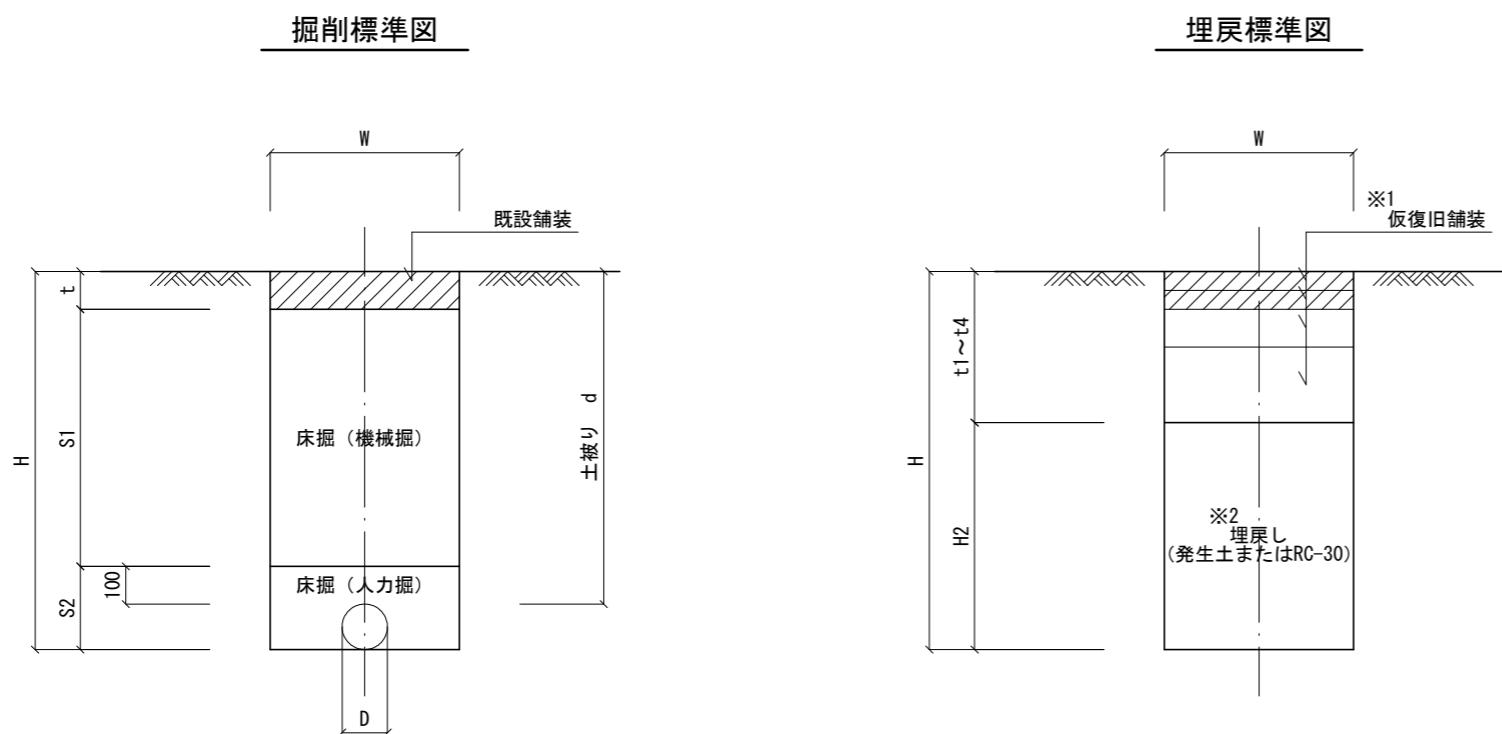
撤去工（石綿セメント管以外）



撤去工（石綿セメント管以外）土工断面寸法表

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 掘削深 : H | d+D |
| 床掘深 : S1 | H-t |
| 埋戻深 : H2 | H-(t1+t2+t3+t4) |
| 掘削幅 : W | 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表 による |
| 管外径 : D | 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表 による |
| 既復旧舗装, 路盤 : t1~t4 | 5 舗装構成標準図 による |

撤去工（石綿セメント管）



撤去工（石綿セメント管）土工断面寸法表

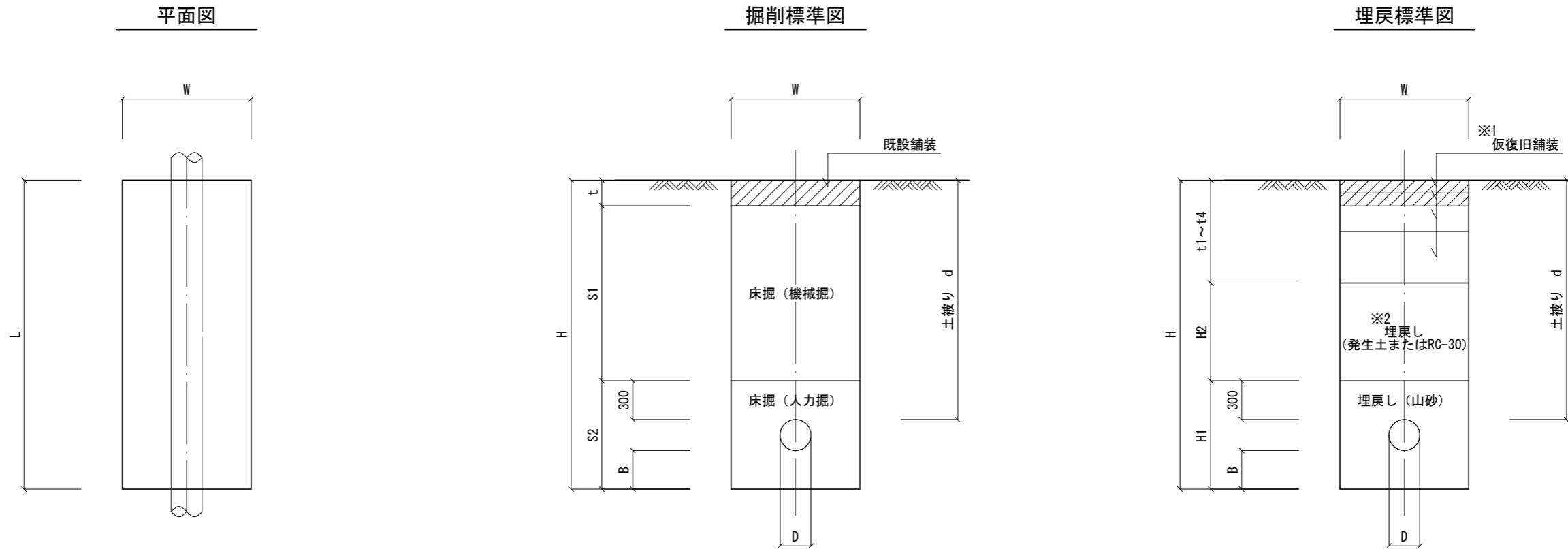
| | |
|-------------------|--------------------------|
| 掘削深 : H | d+D |
| 床掘深 : S1 | H-S2-t |
| 床掘深 : S2 | 100+D |
| 埋戻深 : H2 | H-(t1+t2+t3+t4) |
| 掘削幅 : W | 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表 による |
| 管外径 : D | 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表 による |
| 既復旧舗装, 路盤 : t1~t4 | 5 舗装構成標準図 による |

特記事項

※1 既復旧舗装の構成については舗装構成標準図による。

※2 埋戻し材料（発生土及びRC-30）は地山状態により決定する。

4-4 土工標準図 不断水弁工



不断水弁工土工断面寸法表

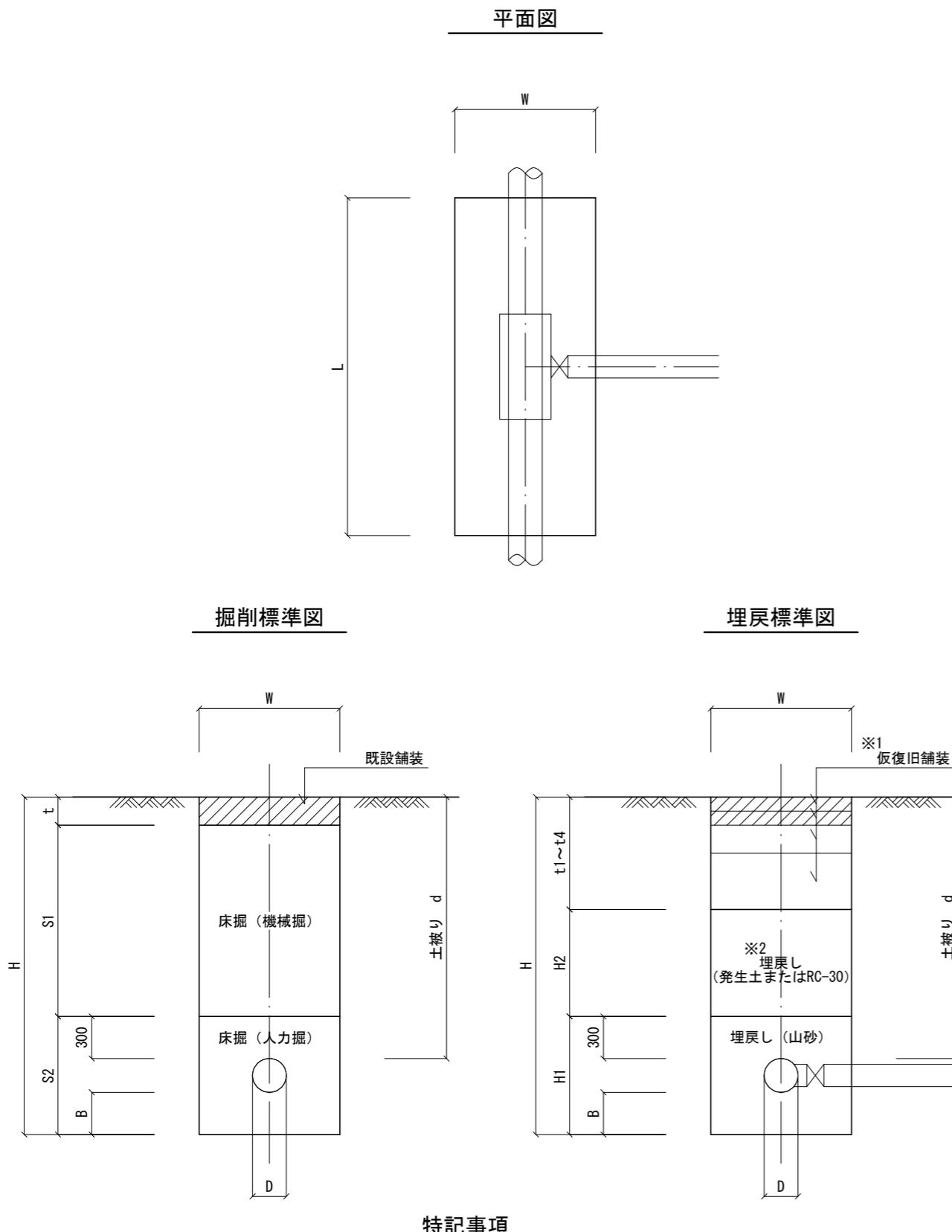
| 本管呼び径 | $\phi 75$ | $\phi 100$ | $\phi 125$ | $\phi 150$ | $\phi 200$ | $\phi 250$ | $\phi 300$ | $\phi 350$ | $\phi 400$ | $\phi 450$ | $\phi 500$ | $\phi 600$ |
|------------------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 掘削長 : L | 1200 | 1200 | 1300 | 1300 | 1700 | 1900 | 1900 | 2300 | 2300 | 2700 | 2700 | 3000 |
| 掘削幅 : W | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1200 | 1400 | 1400 | 1600 | 1600 | 1900 | 1900 | 2000 |
| 掘削深 : H | $d+D+B$ | | | | | | | | | | | |
| 床掘深 : S1 | $H-S2-t$ | | | | | | | | | | | |
| 床掘深 : S2 | 300+D+B | | | | | | | | | | | |
| 余掘深 : B | 150 | 200 | 200 | 200 | 200 | 300 | 300 | 300 | 300 | 350 | 350 | 400 |
| 埋戻深 : H1 | S2 | | | | | | | | | | | |
| 埋戻深 : H2 | $H-H1-(t1+t2+t3+t4)$ | | | | | | | | | | | |
| 管外径 : D | 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表 による | | | | | | | | | | | |
| 仮復旧舗装、路盤 : t1~t4 | 5 舗装構成標準図 による | | | | | | | | | | | |

特記事項

※1 仮復旧舗装の構成については舗装構成標準図による。

※2 埋戻し材料（発生土及びRC-30）は地山状態により決定する。

4-5 土工標準図 不断水分岐工



不断水分岐工土工断面寸法表（本管 $\phi 75 \sim \phi 250$ ）

| 本管呼び径 | $\phi 75$ | $\phi 100$ | $\phi 150$ | $\phi 200$ | $\phi 250$ | | |
|----------------|--------------------------|---------------|---------------|---------------|------------|---------------|------------|
| 分岐管呼び径 | $\phi 75$ | $\phi 100$ 以下 | $\phi 150$ 以下 | $\phi 150$ 以下 | $\phi 200$ | $\phi 150$ 以下 | $\phi 200$ |
| 掘削長：L | 1000 | 1000 | 1000 | 1200 | 1200 | 1200 | 1600 |
| 掘削幅：W | 793 | 818 | 869 | 920 | 1120 | 1071 | 1171 |
| 掘削深：H | $d+D+B$ | | | | | | |
| 床掘深：S1 | $H-S2-t$ | | | | | | |
| 床掘深：S2 | $300+D+B$ | | | | | | |
| 余掘深：B | 300 | 300 | 300 | 300 | 400 | 300 | 400 |
| 埋戻深：H1 | S2 | | | | | | |
| 埋戻深：H2 | $H-H1-(t1+t2+t3+t4)$ | | | | | | |
| 管外径：D | 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表 による | | | | | | |
| 仮復旧舗装、路盤：t1～t4 | 5 舗装構成標準図 による | | | | | | |

不断水分岐工土工断面寸法表（本管 $\phi 300 \sim \phi 400$ ）

| 本管径 | $\phi 300$ | | | $\phi 350$ | | | $\phi 400$ | | |
|----------------|--------------------------|------------|---------------|---------------|------------|---------------|---------------|------------|---------------|
| 分岐管径 | $\phi 150$ 以下 | $\phi 200$ | $\phi 300$ 以下 | $\phi 150$ 以下 | $\phi 200$ | $\phi 350$ 以下 | $\phi 150$ 以下 | $\phi 200$ | $\phi 400$ 以下 |
| 掘削長：L | 1200 | 1200 | 1600 | 1200 | 1200 | 1600 | 1200 | 1200 | 1600 |
| 掘削幅：W | 1122 | 1222 | 1722 | 1174 | 1274 | 1774 | 1225 | 1325 | 1825 |
| 掘削深：H | $d+D+B$ | | | | | | | | |
| 床掘深：S1 | $H-S2-t$ | | | | | | | | |
| 床掘深：S2 | $300+D+B$ | | | | | | | | |
| 余掘深：B | 300 | 400 | 400 | 300 | 400 | 400 | 300 | 400 | 400 |
| 埋戻深：H1 | S2 | | | | | | | | |
| 埋戻深：H2 | $H-H1-(t1+t2+t3+t4)$ | | | | | | | | |
| 管外径：D | 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表 による | | | | | | | | |
| 仮復旧舗装、路盤：t1～t4 | 5 舗装構成標準図 による | | | | | | | | |

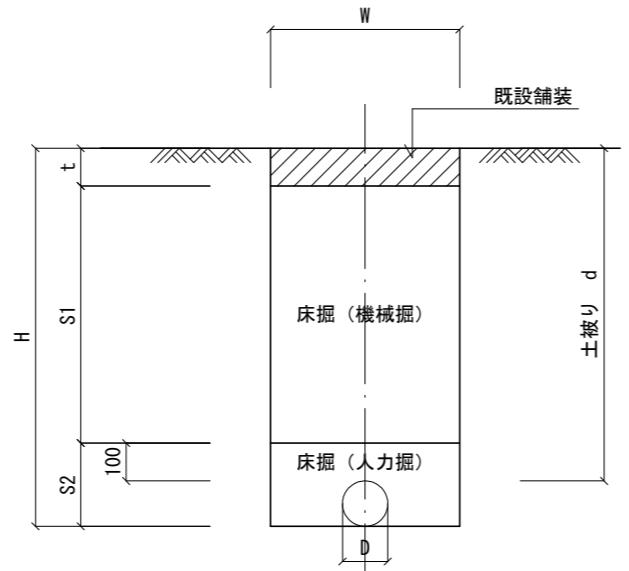
不断水分岐工土工断面寸法表（本管 $\phi 450 \sim \phi 600$ ）

| 本管径 | $\phi 450$ | | | | $\phi 500$ | | | | $\phi 600$ | | | |
|----------------|--------------------------|------------|---------------|------------|---------------|------------|---------------|---------------|---------------|------------|---------------|------------|
| 分岐管径 | $\phi 150$ 以下 | $\phi 200$ | $\phi 400$ 以下 | $\phi 450$ | $\phi 150$ 以下 | $\phi 200$ | $\phi 400$ 以下 | $\phi 500$ 以下 | $\phi 150$ 以下 | $\phi 200$ | $\phi 400$ 以下 | $\phi 600$ |
| 掘削長：L | 1200 | 1200 | 1600 | 2000 | 1200 | 1200 | 1600 | 2000 | 1200 | 1200 | 1600 | 2000 |
| 掘削幅：W | 1176 | 1376 | 1876 | 1976 | 1228 | 1428 | 1928 | 2028 | 1330 | 1530 | 2030 | 2130 |
| 掘削深：H | $d+D+B$ | | | | | | | | | | | |
| 床掘深：S1 | $H-S2-t$ | | | | | | | | | | | |
| 床掘深：S2 | $300+D+B$ | | | | | | | | | | | |
| 余掘深：B | 300 | 400 | 400 | 500 | 300 | 400 | 400 | 500 | 300 | 400 | 400 | 500 |
| 埋戻深：H1 | S2 | | | | | | | | | | | |
| 埋戻深：H2 | $H-H1-(t1+t2+t3+t4)$ | | | | | | | | | | | |
| 管外径：D | 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表 による | | | | | | | | | | | |
| 仮復旧舗装、路盤：t1～t4 | 5 舗装構成標準図 による | | | | | | | | | | | |

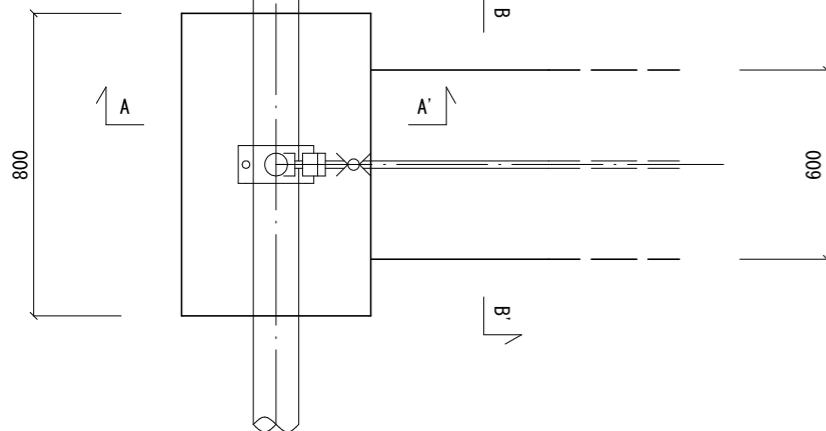
4-6 土工標準図 給水管布設工

分岐部

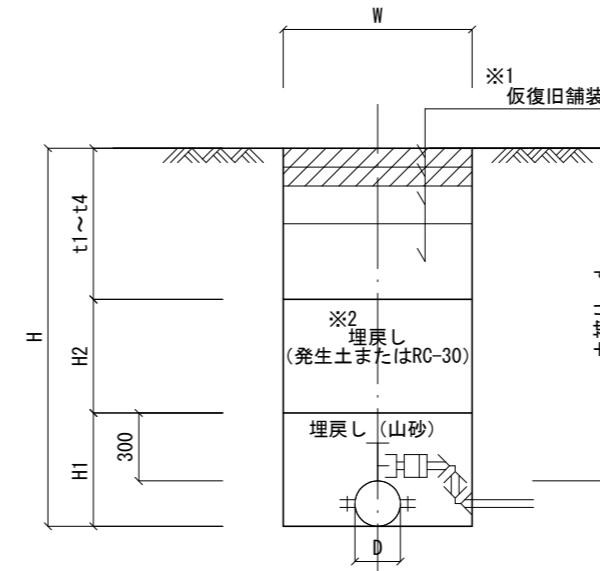
床掘断面図A-A'



平面図



埋戻断面図A-A'

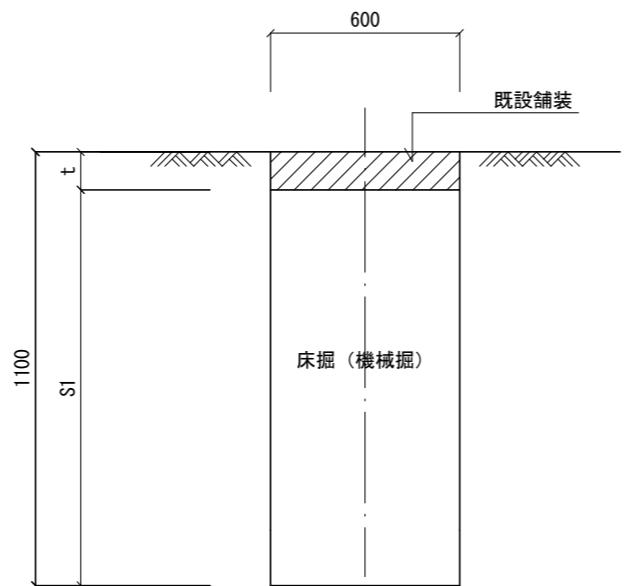


分岐部土工断面寸法表

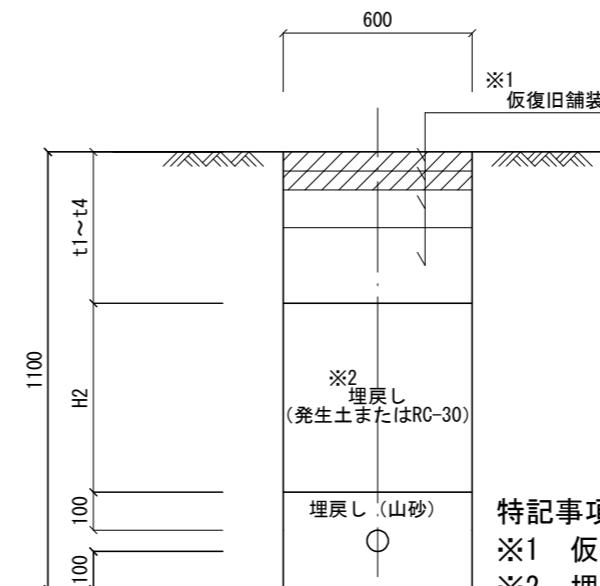
| | |
|-------------------|--------------------------|
| 掘削深 : H | $d+D$ |
| 床掘深 : S1 | $H-S2-t$ |
| 床掘深 : S2 | $100+D$ |
| 埋戻深 : H2 | $H-H1-(t1+t2+t3+t4)$ |
| 埋戻深 : H1 | $300+D$ |
| 掘削幅 : W | 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表 による |
| 管外径 : D | 4-1 土工標準図 管外径・掘削幅寸法表 による |
| 仮復旧舗装, 路盤 : t1~t4 | 5 舗装構成標準図 による |

直線部

床掘断面図B-B'



埋戻断面図B-B'



直線部土工断面寸法表

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 床掘深 : S1 | $1100-t$ |
| 埋戻深 : H2 | $1100-200-(t1+t2+t3+t4)$ |
| 仮復旧舗装, 路盤 : t1~t4 | 5 舗装構成標準図 による |

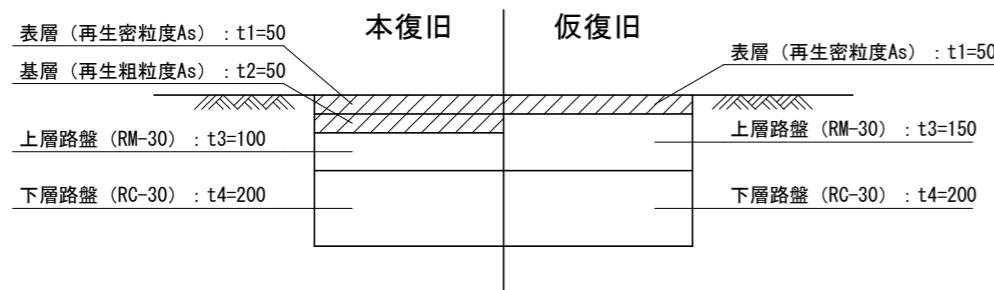
特記事項

※1 仮復旧舗装の構成については舗装構成標準図による。

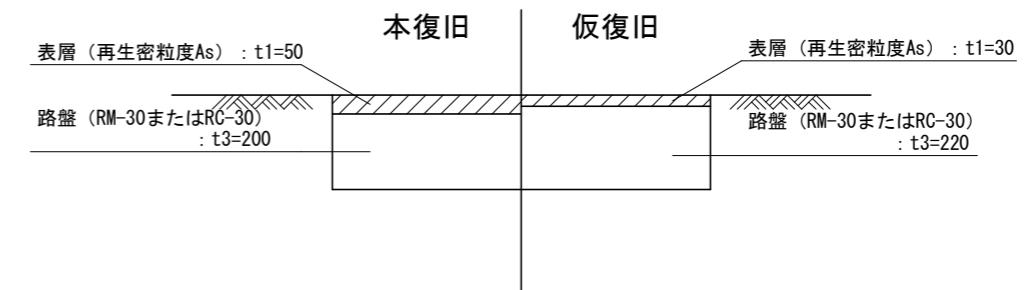
※2 埋戻し材料(発生土及びRC-30)は地山状態により決定する。

参-1 舗装構成参考図 宇治市道

市道3号（車道）



市道6号（歩道）

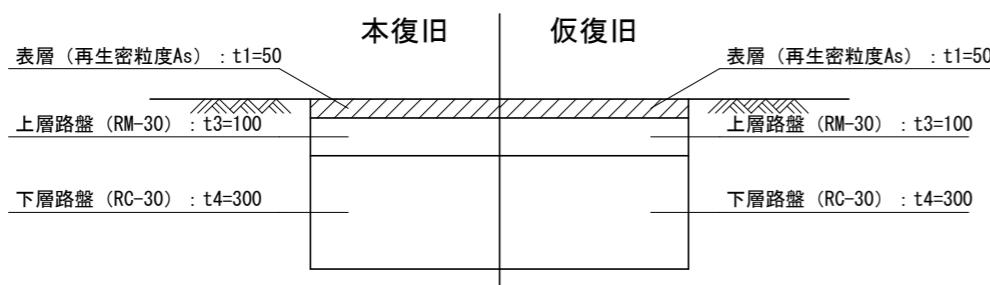


市道5号（車道）

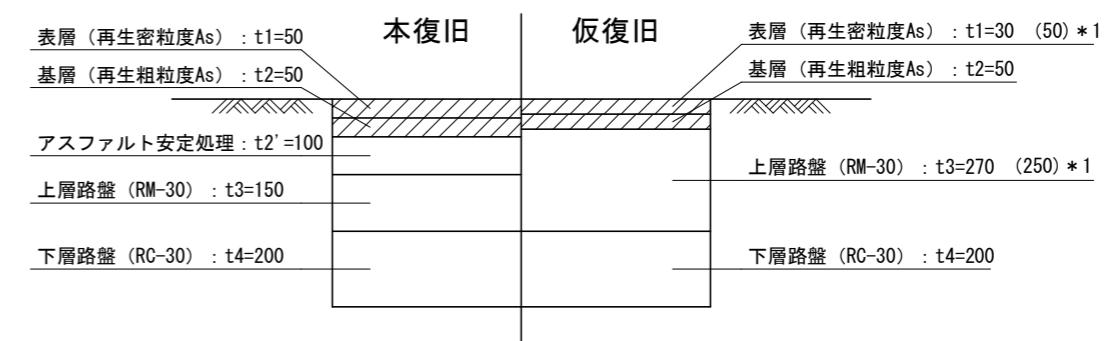


参-2 舗装構成参考図 京都府道

府道 A交通（車道）

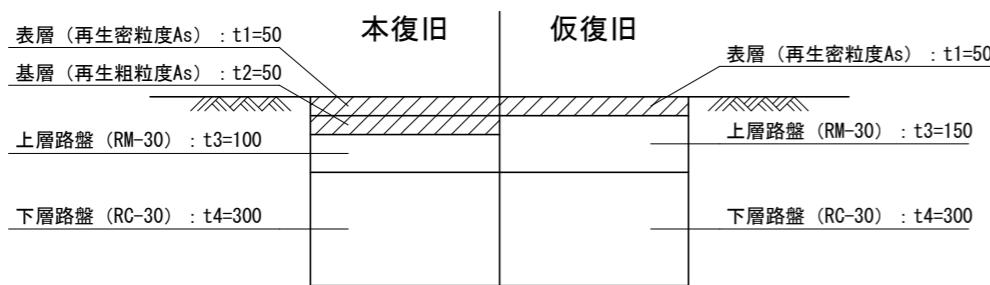


府道 C交通（車道）

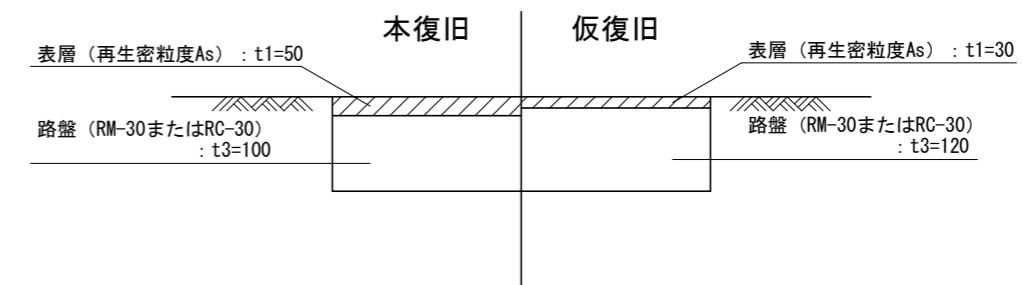


*1 仮復旧期間等により復旧厚の指示が異なるため、協議の上決定すること。

府道 B交通（車道）

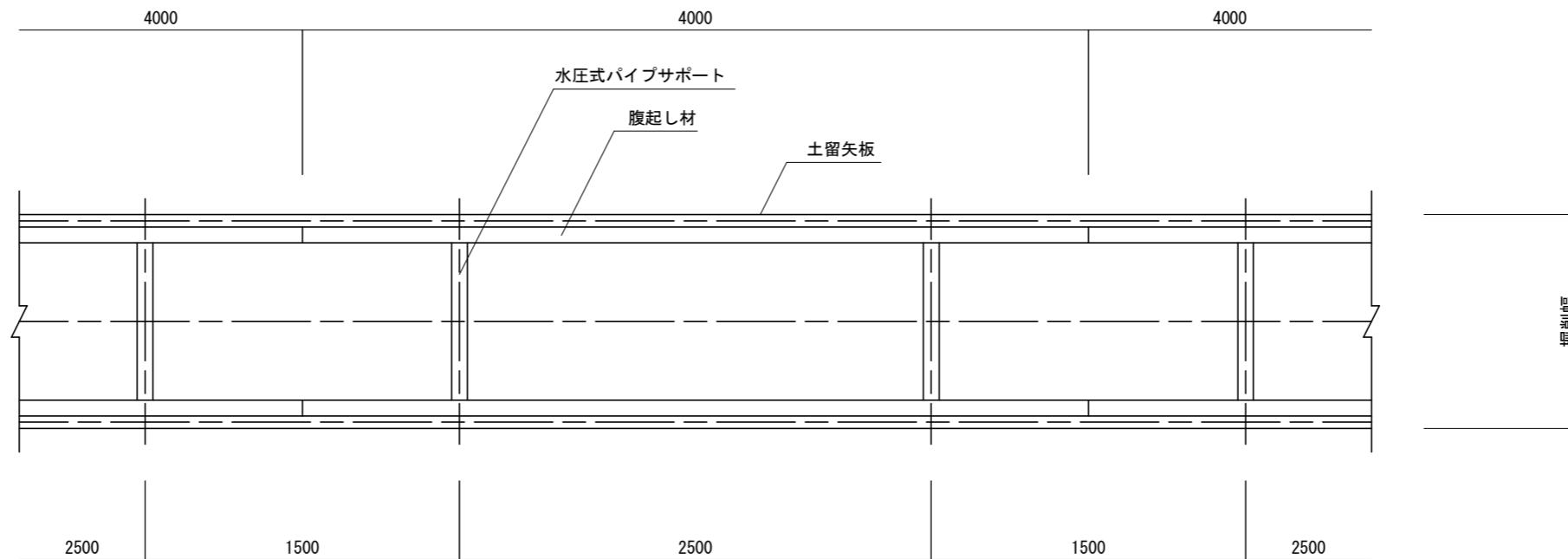


府道（歩道）

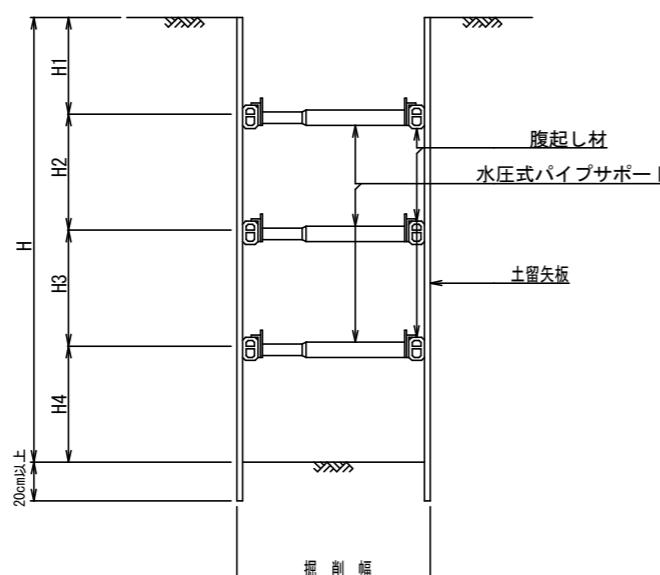


参-3 土留工参考図

平面図



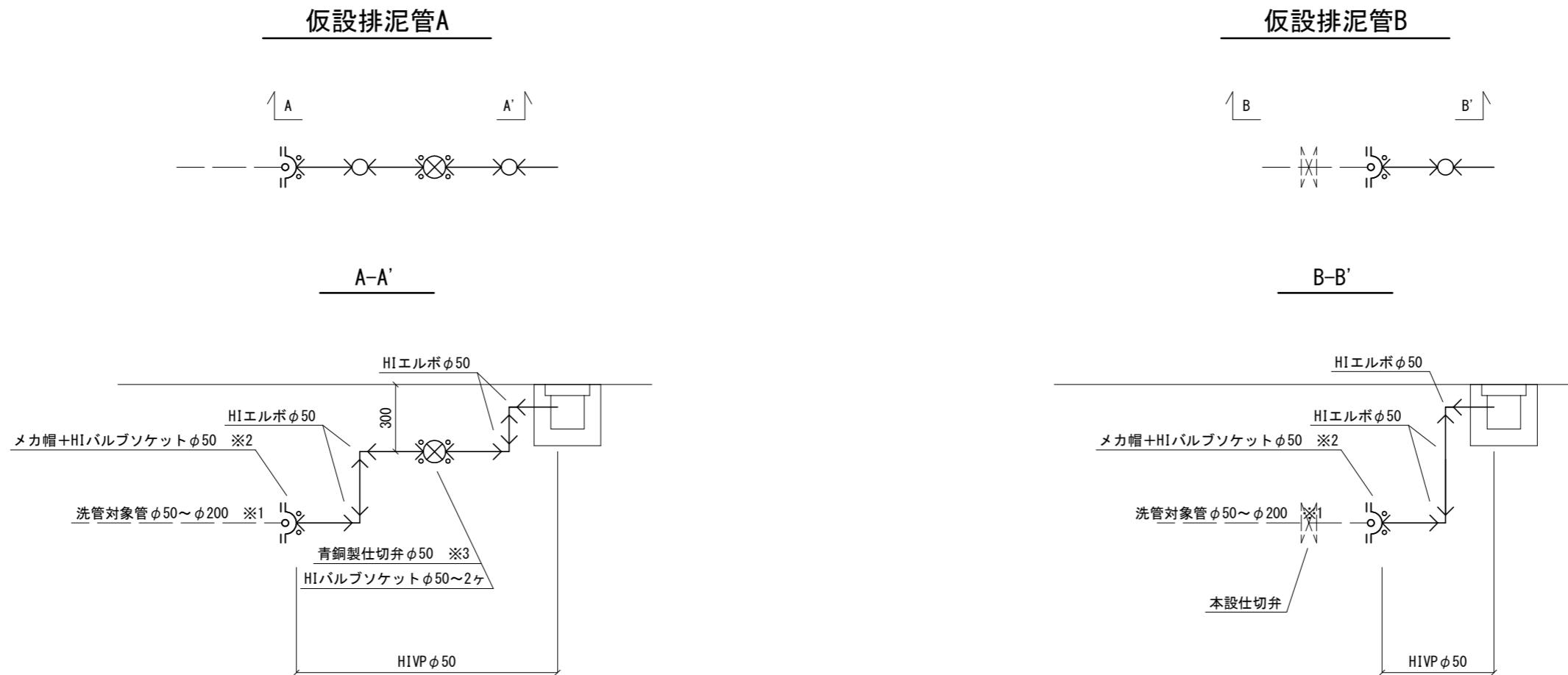
断面図



土留工寸法表

| 矢板長 (m) | 掘削深H (m) | 矢板厚 (cm) | 支保工 | 最大腹起し間隔 (m) | | | | 腹起し材 (cm) |
|---------|-------------------------|----------|-----|-------------|------|------|------|-----------|
| | | | | H1 | H2 | H3 | H4 | |
| 1.50 | $H \leq 1.30$ | 4 | 1段 | 0.50 | | | 0.80 | 7.5 |
| 2.00 | $1.50 \leq H \leq 1.80$ | | | 0.50 | | | 1.30 | |
| 2.50 | $1.80 < H \leq 2.00$ | | | 0.70 | | | 1.30 | |
| 2.50 | $2.00 < H \leq 2.30$ | 4 | 2段 | 0.50 | 0.80 | | 1.00 | |
| 3.00 | $2.30 < H \leq 2.80$ | | | 0.80 | 1.00 | | 1.00 | |
| 3.50 | $2.80 < H \leq 3.30$ | | | 0.85 | 1.20 | | 1.25 | |
| 4.00 | $3.30 < H \leq 3.50$ | 4 | 3段 | 0.85 | 1.40 | | 1.25 | |
| 4.00 | $3.50 < H \leq 3.80$ | | | 0.80 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | |

参-4 仮設排泥管 配管参考図



注意事項

- ※1 洗管対象管の口径が50mm未満、または200mm超の場合は、別途考慮する。
- ※2 洗管対象管の管種に応じて継手材料を代えるものとする。
- ※3 仮設の青銅製仕切弁には、仮設BOXを設置する。

宇治市水道工事標準図集（案）

| | | |
|-------|----|----|
| 平成20年 | 2月 | 制定 |
| 平成21年 | 4月 | 改訂 |
| 平成22年 | 4月 | 改訂 |
| 平成24年 | 4月 | 改訂 |
| 平成27年 | 4月 | 改訂 |
| 平成28年 | 4月 | 改訂 |
| 平成28年 | 5月 | 改訂 |
| 平成31年 | 4月 | 改訂 |
| 令和 3年 | 4月 | 改訂 |
| 令和 4年 | 4月 | 改訂 |
| 令和 5年 | 5月 | 改訂 |

宇治市上下水道部

五ヶ庄第1配水池解体工事 参考工程表

